

Ⅱ. 年金保険

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで超高齢社会へと移行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成15年の平均寿命（厚生労働省：平成15年簡易生命表による）は、男78.36年（前年比0.04年増）、女85.33年（同0.10年増）で、世界最高の水準に達している。また、65歳の平均余命は、平成15年は男18.02年（前年比0.06年増）、女23.04年（同0.08年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成15年は出生数が112万人と前年に比べて3万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.29と前年の1.32を下回った。

年齢別人口をみると、平成15年10月1日現在で65歳以上人口が2,431万人と総人口の19.0%を占めており、逐年増加している。将来推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計、中位推計）では、65歳以上人口の割合は平成12（2000）年現在の17.4%から平成26（2014）年には25%台に達し、日本人人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成30（2018）年以降平成46（2034）年頃まで、おおよそ3,400万人台で推移するが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成30（2018）年以降も上昇を続け、平成45（2033）年には30%台に達する。そして、その後も持続的に上昇が続き、平成62（2050）年には35.7%の水準に達する。すなわち2.8人に1人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加しており、しかも平均寿命も着実に延びている状況にある。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます

重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

公的年金制度の現状を平成15年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）でみると、公的年金・恩給を受給している世帯は2,004万5千世帯と、全世帯（4,572万7千世帯）の43.8%を占めている。

65歳以上の者のいる世帯は1,722万4千世帯と全世帯の37.7%を占めているが、このうち、公的年金・恩給を受給している世帯は1,666万3千世帯で、65歳以上の者のいる世帯（年金受給者の有無不詳の世帯を除く。）の96.7%に達している。

また、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）は723万1千世帯で、全世帯の15.8%であるが、高齢者世帯の平均所得（平成14年所得）304万6千円の種別金額の構成割合は、公的年金・恩給が67.0%、稼働所得が19.9%、財産所得が7.4%等となっており、公的年金・恩給が半分以上を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は61.2%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが示されている。

2. 年金保険（総括）

昭和61年4月に国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の改正法が施行され、公的年金制度の改革が実施された。

この改革によって、それまでは自営業者等を対象としていた国民年金の適用が、厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険、共済組合は基礎年金の上乗せである報酬比例年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金の2階建ての制度に再編成された。

基礎年金の導入により、昭和61年4月から公的年金の適用・給付の体系が大幅に変更されたが、新法の老齢基礎年金は法施行時に年金受給権が発生していない60歳未満の者（大正15年4月2日以後に生まれた者）に対して適用され、既に受給権が発生していた者及び60歳以上の者（大正15年4月1日以前に生まれた者）の老齢年金については旧法の給付が引き続き支給されるなど、新法・旧法の給付が併存することとなった。また、この改正において船員は厚生年金保険の適用となり、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。したがって、新法の船員保険は職務上年金（障害年金、遺族年金）のみとなっている。

また、被用者年金制度の一元化に向けて平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、これらの組合員は厚生年金保険の被保険者となったが、統合前に改正前国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けた者については引き続き国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けることとなっている。

平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。また、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられることとなった。

なお、従来、公的年金加入者の記録は加入制度ご

とに付された整理番号（年金番号）によって別々に管理されていたが、平成9年1月に制度間で共通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、加入記録は一元的に管理されるようになり、この基礎年金番号に基づいて年金相談や年金裁定等の事務が行われている。

(1) 年金制度の概況

平成15年度末現在の国民年金制度の被保険者総数は6,974万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,284万人となっており、制度全体での年金扶養比率は3.05となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の適用者総数3,680万人、老齢（退職）年金受給権者は1,290万人となっており、年金扶養比率は2.85となっている（第Ⅱ－1表）。

(2) 加入者数

平成15年度末現在の公的年金制度の加入者総数は7,029万人であり、総人口1億2,765万人の55.1%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数2,240万人（対前年度末3万人、0.1%増）、第2号厚生年金保険被保険者数3,212万人（同2万人、0.1%減）、第2号共済組合組合員数468万人（同3万人、0.7%減）、第3号被保険者数1,109万人（同14万人、1.3%減）となっている。

加入者数の推移をみると、平成3年度から学生が第1号被保険者として強制適用されることとなり204万人（3.1%）の増加となった。その後平成11年度末までは0.2～0.9%増で推移してきたが、平成12年度末に昭和61年度以降の初の減少となり、平成13年度末も引き続き0.5%減少、平成14年度末は0.4%増加であったが、平成15年度末では再び17万人（0.2%）の減少となった（第Ⅱ－2表）。

(3) 受給者数

平成15年度末現在における公的年金の受給者数は、延人数で4,691万人であり、前年度末に比べ204万人（4.5%）の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成15年度末現在で3,753万人であり、前年度末に比べ

第Ⅱ－１表 公的年金制度の概況

○国民年金制度

(平成15年度末(平成16年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立度合 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成17年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,240	万人		万円	兆円 3.6	兆円 9.9	兆円 [9.7]	円 13,580	65歳
第2号被保険者	3,625	2,284	3.05	5.9					
第3号被保険者	1,109								
合計	6,974								
(参考) 公的年金加入者合計	7,029								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、6万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほか、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は、5.2万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成15年度末(平成16年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相 繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立度合 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成17年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成17年度)
厚生年金保険	万人 3,212	万人 1,069	3.00	万円 17.1	兆円 29.7	兆円 137.4	兆円 [135.9]	% 4.7 [4.5]	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 57歳 定額部分 一般男子・共済女子 62歳 厚生女子 60歳 坑内員・船員 57歳
国家公務員共済組合	1,09	62	1.76	22.5	1.9	8.7	4.6	13.934	
地方公務員共済組合	315	151	2.09	23.3	4.9	37.8	7.6	14.509	
私立学校教職員共済	43	8	5.34	21.7	0.3	3.2	[3.2]	9.3 [9.3]	13.384
合計	3,680	1,290	2.85	18.1	36.9	187.1	5.1	10.814	—

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者数に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.208%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、14.704%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立度合とは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。)

第Ⅱ－２表 公的年金加入者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年度	加入者数 加 入 者 数	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	被用者年金被保険者(第2号等)			総人口	加入者総数 / 総人口	
				厚生年金保険		共 済 組 合			
				厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成5年	69,276	18,614	12,163	33,133	32,651	482	5,366	124,815	55.5
6	69,548	18,761	12,195	33,211	32,740	471	5,381	125,102	55.6
7	69,952	19,104	12,201	33,275	32,808	467	5,372	125,635	55.7
8	70,195	19,356	12,015	33,462	32,999	463	5,362	125,950	55.7
9	70,344	19,589	11,949	33,468	32,990	478	5,339	126,284	55.7
10	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302	126,552	55.7
11	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273	126,780	55.7
12	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231	127,033	55.5
13	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184	127,333	55.1
14	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712	127,560	55.2
15	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677	127,650	55.1

- 注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務省統計局)である。
 2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
 3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

120万人（3.3%）の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,137万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて60万人（2.0%）増加している。

平成15年度末における公的年金の受給者数（延人数）を制度別にみると、国民年金（旧法拠出制及び基礎年金）が2,211万人（延受給者の47.1%）と最も多く、次いで厚生年金保険が2,137万人（同45.6%）、共済組合が337万人（同7.2%）、福祉年金が6万人（同0.1%）となっている。

制度別に前年度末の受給者数と比較すると、国民年金が89万人（4.2%）、厚生年金保険が105万人

（5.2%）、共済組合が11万人（3.4%）とそれぞれ増加しており、福祉年金は2万人（23.7%）の減少となっている（第Ⅱ－3表）。

平成15年度末現在における公的年金の受給者数を年金の種別別にみると、老齢年金が3,124万人（船員保険の新法職務上年金を除く公的年金受給者数の66.6%）と最も多く、次いで通算老齢年金が902万人（同19.2%）、遺族年金が472万人（同10.1%）、障害年金が185万人（同3.9%）、通算遺族年金が9万人（同0.2%）となっている。受給者数を老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）、障害給付（障害年金）、遺族給付（遺族年金及び通算遺族年金）ごとにまとめると、老齢給付が4,026万人と85.8%を占め、障害給付が185万人（3.9%）、遺族給付が480万

第Ⅱ－3表 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成5年	28,981 (27,336)	13,166	8,415	4,751	12,539	11,911	628	2,697	580
6	30,417 (28,182)	13,913	8,137	5,776	13,231	12,601	630	2,791	482
7	32,363 (29,479)	14,751	7,853	6,898	14,254	13,621	633	2,958	400
8	33,940 (30,351)	15,611	7,543	8,067	14,956	14,324	632	3,044	329
9	35,765 (31,397)	16,585	7,228	9,357	15,778	15,178	600	3,134	268
10	37,404 (32,291)	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585	3,218	215
11	39,062 (33,111)	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567	3,296	171
12	40,906 (34,114)	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552	3,392	137
13	42,857 (35,210)	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536	3,507	107
14	44,873 (36,334)	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850	3,254	82
15	46,908 (37,533)	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825	3,365	62

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。
 2. 〈 〉内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。
 3. 共済年金は受給権者数である。

第Ⅱ－4表 公的年金老齢年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成5年	18,106 (17,285)	9,690	5,998	3,692	5,979	5,514	465	1,857	580
6	19,113 (17,982)	10,440	5,758	4,682	6,285	5,823	462	1,906	482
7	20,548 (19,065)	11,276	5,513	5,763	6,859	6,400	459	2,013	400
8	21,695 (19,813)	12,158	5,262	6,896	7,158	6,705	453	2,050	329
9	23,067 (20,742)	13,160	5,011	8,149	7,543	7,102	441	2,096	268
10	24,277 (21,527)	14,076	4,746	9,331	7,854	7,424	431	2,132	215
11	25,460 (22,212)	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418	2,162	171
12	26,821 (23,080)	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	2,206	137
13	28,252 (24,028)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,264	107
14	29,767 (25,036)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,158	82
15	31,239 (21,863)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,212	62

注1. 〈 〉内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。
 2. 共済年金は受給権者数である。

人（10.2%）となっている（第Ⅱ－5表）。

平成15年度末現在における老齢年金受給者数を制度別にみると、国民年金が93万人（5.2%）、厚生年金保険が50万人（5.3%）、共済組合が5万人（2.5%）の増加に対し、福祉年金は2万人（23.7%）の減少となっている（第Ⅱ－4表）。

老齢年金受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い着実に増加している。なお、平成3年度末以降は老齢基礎年金受給者数が大幅に増加しているが、これは平成3年度から65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生するようになったためである。

(4) 年金額

平成15年度末現在における公的年金受給者の年金総額は43兆6千億円（船員保険の新法職務上年金を除く。）であり、対国民所得比は11.9%となっている。

年金総額を前年度末と比べると、1兆3千億円（3.1%）増加している。近年の年金総額の推移をみると、毎年1兆円以上の増加が続いている。とりわ

け、基礎年金と厚生年金保険の年金総額の増加が大きく影響している。

平成15年度末現在の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、厚生年金保険が23兆4千億円（船員保険の新法職務上を除く受給者年金総額の53.6%）と最も多く、共済組合が6兆5千億円（同15.0%）、国民年金が13兆7千億円（同31.3%）、福祉年金が3百億円（同0.1%）となっている（第Ⅱ－6表）。

平成15年度末現在の公的年金受給者の年金総額（船員保険の新法職務上年金を除く。）を年金の種類別にみると、老齢年金が34兆円（78.0%）と年金総額の約4分の3を占めて最も多く、次いで遺族年金が5兆3千億円（12.1%）、通算老齢年金が2兆6千億円（6.0%）、障害年金が1兆7千億円（3.9%）等となっている（第Ⅱ－7表）。

平成15年度末現在における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が17万1千円、国民年金が5万2千円、共済組合が19万4千円となっている（第Ⅱ－8表）。

第Ⅱ－5表 公的年金制度別年金受給者数（平成15年度末現在）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	21,369,316	10,074,270	7,086,425	340,561	3,786,334	81,726
旧法厚生年金保険	4,283,942	1,899,899	1,458,906	92,064	754,734	78,339
新法厚生年金保険	16,179,102	7,613,067	5,509,076	238,276	2,818,683	・
基礎あり（再掲）	9,284,345	5,107,395	3,933,102	150,580	93,268	・
旧法船員保険	80,978	43,035	9,012	2,651	24,737	1,543
旧共済組合	825,294	518,269	109,431	7,570	188,180	1,844
基礎あり（再掲）	90,818	87,598	1,683	939	598	・
国民年金計	22,111,145	18,889,706	1,619,852	1,459,676	141,911	・
旧法拠出制	5,245,689	3,471,942	1,619,852	128,378	25,517	・
新法基礎年金	16,865,456	15,417,764	・	1,331,298	116,394	・
基礎のみ（再掲）	6,861,027	5,643,635	・	1,180,718	36,674	・
福祉年金	62,326	62,326	・	・	・	・
船員保険（新法）	2,011	・	・	494	1,517	・
共済組合	3,365,322	2,212,334	310,294	50,450	787,209	5,035
合計	46,910,120	31,238,636	9,016,571	1,851,181	4,716,971	86,761
船員保険（新法職務上）を除く	46,908,109 (37,532,946)	31,238,636 (26,043,643)	9,016,571 (5,081,786)	1,850,687 (1,699,168)	4,715,454 (4,621,588)	86,761 (86,761)

注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 基礎あり（再掲）は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
3. 旧共済組合の基礎あり（再掲）は旧農林共済組合分を除く。
4. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の数である。
5. 共済組合は受給権者数であり、公務上・職務上は含まない。

第Ⅱ－６表 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金	総数／国民所得 %
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成5年	269,532 [266,043]	61,472	31,718	29,753	150,848	138,283 [134,795]	12,565	55,023	2,189	7.3
6	296,490 [292,385]	70,596	32,352	38,244	164,875	151,743 [147,639]	13,132	59,093	1,925	7.9
7	318,473 [313,400]	77,456	31,365	46,091	177,104	163,958 [158,886]	13,146	62,305	1,608	8.4
8	331,086 [325,196]	84,028	30,080	53,948	182,716	169,731 [163,840]	12,985	63,016	1,326	8.5
9	345,976 [339,062]	91,427	28,787	62,640	189,654	177,031 [170,117]	12,623	63,816	1,080	8.8
10	364,695 [356,930]	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716 [177,951]	12,410	65,573	879	9.6
11	379,825 [371,061]	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570 [183,806]	12,065	66,411	705	10.0
12	394,479 [384,489]	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387 [189,398]	11,631	67,191	563	10.4
13	407,840 [396,461]	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263 [193,884]	11,165	67,815	442	11.0
14	423,223 [410,297]	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280 [200,354]	14,211	64,510	337	11.7
15	436,177 [423,327]	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479 [207,630]	13,492	65,251	254	11.9

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 共済年金は受給権者の年金総額である。

第Ⅱ－７表 公的年金制度別受給者年金総額（平成15年度末現在）

（単位：百万円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	23,397,137	16,964,252	2,104,329	299,879	4,007,250	21,427
基金代行分除く	22,112,165	15,754,009	2,029,600	299,879	4,007,250	21,427
旧法厚生年金保険	5,155,763	3,633,570	602,570	111,623	787,428	20,573
基金代行分除く	5,078,300	3,567,067	591,609	111,623	787,428	20,573
新法厚生年金保険	16,723,096	12,141,530	1,461,748	173,694	2,946,124	・
基礎分（別掲）	6,606,081	3,685,709	2,690,571	133,259	96,543	・
基金代行分除く	15,515,587	10,997,789	1,397,979	173,694	2,946,124	・
旧法船員保険	169,079	122,047	3,560	5,477	37,599	396
旧共済組合	1,349,199	1,067,105	36,452	9,085	236,100	458
基礎分（別掲）	69,111	66,513	1,132	823	643	・
国民年金計	13,670,071	11,858,463	351,009	1,320,452	140,147	・
旧法拠出制	2,113,127	1,633,831	351,009	115,543	12,744	・
新法基礎年金	11,556,944	10,224,632	・	1,204,909	127,403	・
基礎のみ（再掲）	4,535,954	3,424,910	・	1,071,651	39,393	・
福祉年金	25,447	25,447	・	・	・	・
船員保険（新法）	4,163	・	・	1,059	3,104	・
共済組合	6,525,052	5,151,984	152,488	75,462	1,143,509	1,609
合計	43,621,870	34,000,146	2,607,826	1,696,852	5,294,010	23,036
船員保険 （新法職務上）を除く	43,617,707 [42,332,735]	34,000,146 [32,789,903]	2,607,826 [2,533,097]	1,695,793 [1,695,793]	5,290,906 [5,290,906]	23,036 [23,036]

注1. 年金総額には一部支給停止額を含む。

2. 合計の [] 内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 基礎分（別掲）は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。

4. 旧共済組合の基礎分（別掲）は旧農林共済組合分を除く。

5. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の年金総額である。

6. 共済組合は受給権者の年金総額であり、公務上・職務上は含まない。

第Ⅱ－８表 公的年金受給者 1人当たり平均年金月額（平成15年度末現在）（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	171,365	56,399	106,188	90,334	21,848
基金代行分除く	161,354	55,521	106,188	90,334	21,848
旧法厚生年金保険	159,376	34,419	101,038	86,943	21,884
基金代行分除く	156,459	33,793	101,038	86,943	21,884
新法厚生年金保険	173,246	62,810	107,352	89,955	・
基礎分（再掲）	40,344	40,699	46,605	2,854	・
基金代行分除く	160,727	61,846	107,352	89,955	・
基礎あり	60,137	57,007	73,747	86,259	・
旧法船員保険	236,334	32,922	172,165	126,661	21,396
旧共済組合	182,276	28,621	109,063	104,839	20,697
旧法	202,743	41,026	141,690	102,184	20,697
新法	153,472	26,509	79,399	106,292	・
基礎分（再掲）	25,746	1,009	17,291	441	・
基礎あり	63,275	56,059	73,012	89,669	・
国民年金計	52,314	18,058	75,385	82,297	・
旧法拠出制	39,215	18,058	75,002	41,620	・
新法基礎年金	55,264	・	75,422	91,215	・
基礎のみ（再掲）	50,572	・	75,636	89,512	・
福祉年金	34,025	・	・	・	・
船員保険（新法）	・	・	178,635	170,515	・
共済組合	194,063	40,953	124,648	121,051	26,623

- 注1. 平均年金月額には基礎年金額を含む。（ただし平成14年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。また、一部支給停止額を含む。）
2. 「基礎分（再掲）」は基礎年金部分（同一の年金種別）の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
3. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
4. 「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の平均年金月額である。
5. 共済組合は受給権者の平均年金月額であり、併給している基礎年金額を含まない。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

昭和60年改正法が61年度から施行されたことにより、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の者（改正前は年齢制限なし。）となり、同時に国民年金の第2号被保険者となることとなった。また、船員に厚生年金保険を適用することとし、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。さらに、厚生年金保険の適用事業所の範囲が順次拡大され、昭和63年度までには法人の事業所すべてが強制適用となった。また、平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。））の長期給付事業が、

さらに、平成14年4月より農林漁業団体職員共済組合が、厚生年金保険に統合され、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げになった。

① 事業所数

適用事業所数の推移をみると、昭和62年度以降は適用拡大により、事業所数の増加率は大きくなり、1人または2人の法人の事業所が強制適用となった昭和63年度末には前年度末に比べて9.3%増加した。その後も事業所数は順調に増加していたが、平成10年度末に戦後初めて減少となり、それ以降減少が続いている。

平成15年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は162万事業所で、前年度末に比べて1万事業所（0.7%）の減少となっている。また、適用事

第Ⅱ－９表 適用事業所数・船舶所有者数の推移（年度末現在）

（単位：千か所）

年度	事業所数			基金非加入事業所数			基金加入事業所数			船舶所有者数
	総数	強制適用	任意包括適用	総数	強制適用	任意包括適用	総数	強制適用	任意包括適用	
平成5年	1,564	1,432	132	1,380	1,257	123	185	176	9	8
6	1,587	1,453	134	1,397	1,272	125	190	181	9	8
7	1,606	1,471	135	1,411	1,285	126	195	186	9	7
8	1,652	1,515	137	1,458	1,330	128	194	185	9	7
9	1,703 (155)	1,567	136	1,513 (65)	1,386	127	190 (90)	181	9	7 (3)
10	1,691 (152)	1,560	132	1,506 (71)	1,383	123	186 (81)	177	9	7 (4)
11	1,683 (155)	1,554	129	1,502 (82)	1,381	120	181 (73)	173	8	7 (5)
12	1,674 (165)	1,547	127	1,498 (91)	1,379	119	176 (74)	168	8	6 (5)
13	1,651 (168)	1,529	123	1,482 (96)	1,367	115	170 (72)	162	8	6 (5)
14	1,629 (7,412)	1,510	119	1,472 (7,342)	1,360	112	157 (70)	150	7	6 (4)
15	1,618 (7,282)	1,501	116	1,476 (7,281)	1,366	110	142 (1)	135	7	6 (4)

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成15年度末は、170事業所）を含んでいる。

2. 総数の〈 〉内は、厚生年金保険に統合された旧共済組合に係るものである。（単位：所）

第Ⅱ－10表 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	任意継続を除く				第4種 （任意継続）
		第1種 （一般男子）	第2種 （女子）	第3種 （坑内員・船員）	うち船員分	
平成5年	32,651	21,694	10,829	115	109	12
6	32,740	21,773	10,848	109	104	10
7	32,808 (34)	21,823	10,873	104	99	8
8	32,999 (37)	21,942	10,955	98	94	5
9	33,468 (478) (42)	22,361 (413)	11,011 (64)	93 (0.2)	89	3 (－)
10	32,957 (470) (46)	22,039 (405)	10,830 (65)	85 (0.2)	82	2 (－)
11	32,481 (461) (49)	21,720 (396)	10,680 (65)	80 (0.2)	78	1 (－)
12	32,192 (456) (57)	21,508 (388)	10,608 (68)	76 (0.2)	74	0 (－)
13	31,576 (429) (61)	21,087 (370)	10,419 (58)	70 (0.2)	69	－ (－)
14	32,144 (809) (67)	21,414 (588)	10,663 (220)	67 (0.2)	66	－ (－)
15	32,121 (787) (72)	21,305 (569)	10,753 (217)	64 (0.2)	63	－ (－)

注1. 第4種には船員任意継続被保険者を含んでいる。

2. 〈 〉内は、旧共済組合に係る被保険者数の再掲。

3. ()内は、育児休業による保険料免除者数の再掲（旧共済組合に係る分は、2,800人である。）。

業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は14万（全適用事業所の8.8%）で、前年度末に比べて1万5千（9.7%）の減少となっている。

また、平成15年度末現在の船舶所有者数は5,653で前年度末に比べて226（3.8%）減少しており、船舶所有者数は逐年減少傾向が続いている（第Ⅱ－9表）。

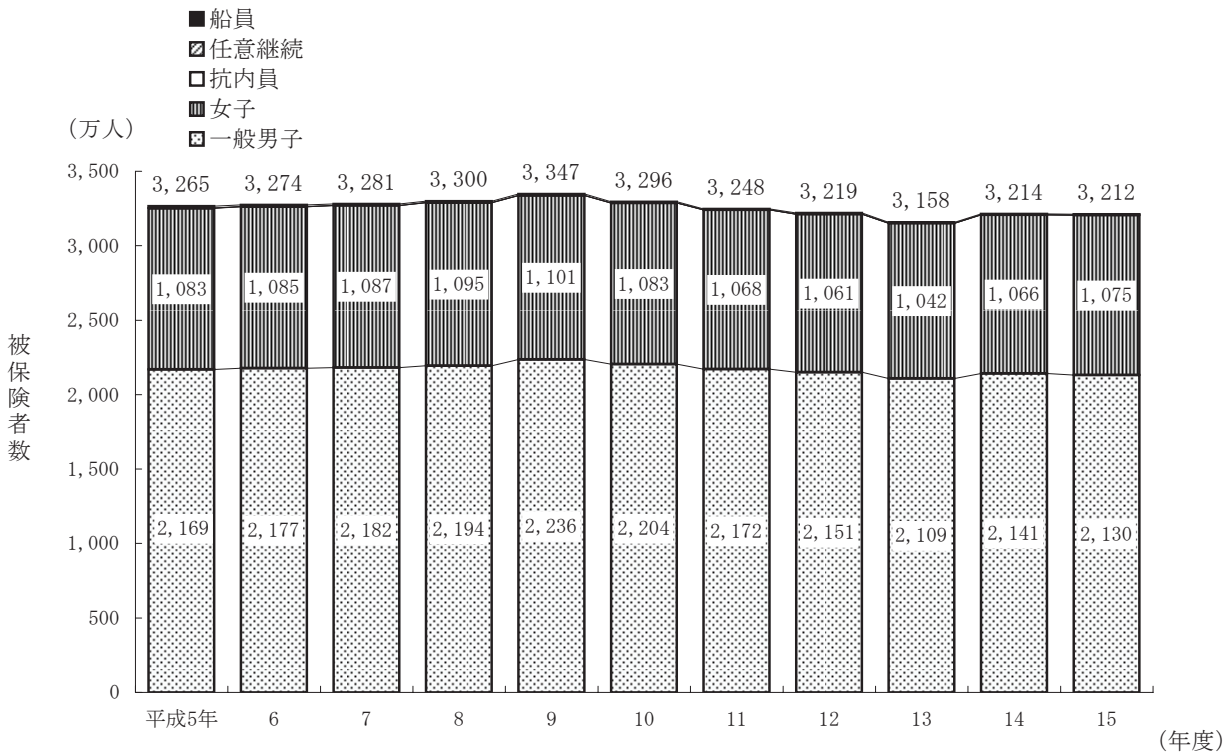
② 被保険者数

厚生年金保険の被保険者の推移をみると、適用拡大の影響等により、昭和62年度末に前年度末を上回って以降、平成8年度末まで順調に増加し、さらに平成9年度末は旧三共済の統合もあって47万人増加した（旧三共済組合を除くと1万人（0.0%）減少）が、平成10年度末に減少に転じ、その後は減少

が続いていた。平成14年度末は57万人増加したが、これは旧農林共済の統合や被保険者資格の70歳未満への延長による影響が大きい（旧農林共済組合及び65～69歳の被保険者を除くと47万人（1.5%）減少）。

平成15年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,212万人で、前年度末に比べて2万人（0.1%）減少している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,130万人（全被保険者の66.3%）、女子が1,075万人（同33.5%）、坑内員・船員（船員任継を除く。）が6万人（同0.2%）となっている。前年度末と比べると、一般男子が11万人（0.5%）減少、女子が9万人（0.8%）増加、船員は4千人（5.3%）減少している（第Ⅱ－10表、第Ⅱ－1図）。

第Ⅱ－1図 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）



第Ⅱ－11表 基金加入・非加入別被保険者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年度	基金非加入			基金加入			基金加入割合 %
	総数	一般男子	女子	総数	一般男子	女子	
平成5年	20,724	13,175	7,421	11,926	8,518	3,408	36.5
6	20,678	13,131	7,428	12,062	8,642	3,420	36.8
7	20,663	13,093	7,458	12,146	8,730	3,416	37.0
8	20,894	13,217	7,574	12,106	8,724	3,381	36.7
9	21,201 (214)	13,486 (204)	7,619 (10)	12,267 (264)	8,875 (209)	3,392 (54)	36.7
10	20,939 (208)	13,322 (198)	7,530 (10)	12,017 (262)	8,717 (208)	3,300 (54)	36.5
11	20,776 (204)	13,208 (192)	7,487 (12)	11,705 (258)	8,512 (204)	3,193 (53)	36.0
12	20,787 (200)	13,204 (187)	7,507 (13)	11,405 (257)	8,304 (201)	3,101 (55)	35.4
13	20,698 (193)	13,141 (180)	7,487 (12)	10,878 (236)	7,946 (190)	2,932 (46)	34.5
14	24,275 (630)	15,765 (447)	8,442 (183)	7,870 (179)	5,649 (142)	2,220 (37)	24.5
15	26,315 (787)	17,144 (569)	9,107 (217)	5,806 (0)	4,160 (0)	1,645 (0)	18.1

注 () 内は旧共済組合に係る分である。

③ 厚生年金基金加入状況

平成15年度末の厚生年金基金の加入者数は581万人で前年度末に比べて206万人（26.2%）減少している。また、基金加入者は被保険者の18.1%を占めている。基金加入者数は、基金設立要件の緩和により平成7年度末まで逐年増加していたが、平成8年度末に減少に転じた。平成9年度末はNTTが基金を設立したこと等により、前年度末に比べて増加しているが、平成10年度末以降は再び減少が続き、さらに平成14年4月から代行返上が可能となったことから、前年度末に比べて平成14年度末は27.7%、平成

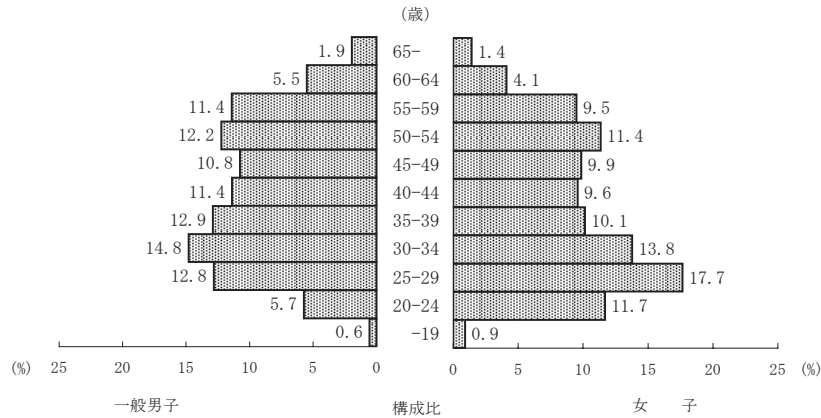
15年度末は26.2%と減少している（第Ⅱ－11表）。

④ 年齢階級別構成比

被保険者の年齢構成（平成15年度末現在）を一般男子と女子についてみると、一般男子では30～34歳が14.8%（一般男子計に対する割合）と最も高く、次いで35～39歳が12.9%、25～29歳が12.8%となっている。

また、女子については25～29歳が17.7%（女子計に対する割合）と高く、次いで30～34歳が13.8%、20～24歳が11.7%となっている（第Ⅱ－

第Ⅱ－２図 厚生年金保険 被保健者の年齢構成
(平成15年度末現在、一般男子、女子)



注 高齢任意加入被保険者を含み、任意継続被保険者を除く。

第Ⅱ－12表 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数 (平成15年9月1日現在の調査)

(単位: 所)

産業大分類	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合計	割合 (%)
農 林 水 産 業	4,593	3,339	6,895	671	113	8	2	15,621	1.0
鉱 業	885	678	2,668	404	64	3	4	4,706	0.3
建 設 業	80,645	60,090	126,065	9,978	1,817	164	118	278,877	17.2
製 造 業	66,766	48,890	128,570	30,023	10,967	1,086	809	287,111	17.7
卸 売 ・ 小 売 業	114,422	75,448	127,811	18,100	6,522	693	452	343,448	21.2
金 融 ・ 保 険 業	7,553	3,230	4,542	1,347	1,141	229	235	18,277	1.1
不 動 産 業	39,295	10,440	10,379	1,263	427	46	28	61,878	3.8
運 輸 業	6,692	5,229	25,106	8,183	2,782	213	138	48,343	3.0
情 報 通 信 業	17,867	8,732	23,065	5,836	2,285	289	243	58,317	3.6
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,331	2,218	4,425	541	149	20	19	9,703	0.6
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	18,513	10,917	18,766	2,947	1,000	98	62	52,303	3.2
医 療 ・ 福 祉	17,804	19,276	56,335	12,442	5,175	327	92	111,451	6.9
教 育 ・ 学 習 支 援 業	5,801	3,042	7,997	1,334	385	41	22	18,622	1.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	6,257	1,751	2,723	801	513	89	20	12,154	0.7
サ ー ビ ス 業	100,227	56,793	105,679	15,081	4,857	507	287	283,431	17.5
公 務	8,016	2,328	5,792	2,013	761	69	17	18,996	1.2
合 計	497,667	312,401	656,818	110,964	38,958	3,882	2,548	1,623,238	100.0
割 合 (%)	30.7	19.2	40.5	6.8	2.4	0.2	0.2	100.0	

2図)。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成15年度末で41.4歳であり、そのうち一般男子が42.2歳、女子が39.6歳で、船員は46.6歳となっている。

⑤ 産業別・規模別適用状況

第Ⅱ－12表及び第Ⅱ－13表は平成15年9月1日現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業(全事業所数の21.2%)、製造業(同17.7%)、サービス業(同17.5%)、建設業(同17.2%)が、被保険者

数では製造業(全被保険者数の27.3%)、卸売・小売業(同17.0%)、サービス業(同12.9%)が大きな割合を占めている。

また、規模別でみると、5人未満の適用事業所数の割合が全体の49.9%(対前年比0.3%減)を占めており、5人未満の適用事業所の被保険者の割合は全体の5.4%(対前年比1.3%減)となっている。

第Ⅱ－14表は産業別の被保険者数を男女別にみたものである。女子の割合は、医療・福祉(75.6%)、公務(69.2%)、教育・学習支援業(51.3%)などが高くなっており、運輸業(12.3%)、鉱業(15.3%)などが低くなっている。

第Ⅱ-13表 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成15年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合計	割合(%)
農林水産業	6,397	11,533	70,136	32,093	20,146	5,256	4,027	149,588	0.5
鉱業	1,167	2,355	32,360	18,999	12,522	2,136	18,311	87,850	0.3
建設業	114,291	207,267	1,284,478	477,913	340,300	114,938	318,506	2,857,693	8.8
製造業	92,841	168,776	1,495,561	1,566,965	2,162,358	747,073	2,619,017	8,852,591	27.3
卸売・小売業	160,114	258,784	1,324,170	926,577	1,290,757	474,237	1,074,510	5,509,149	17.0
金融・保険業	9,708	11,023	50,287	73,744	251,560	155,897	881,597	1,433,816	4.4
不動産業	46,708	35,101	100,491	64,121	87,395	31,185	57,785	422,786	1.3
運輸業	9,378	18,111	328,319	425,113	528,214	144,584	372,301	1,826,020	5.6
情報通信業	21,752	30,058	271,720	303,142	456,852	197,293	873,048	2,153,865	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,404	7,685	46,118	27,616	25,706	12,779	180,807	304,115	0.9
飲食店・宿泊業	25,266	37,334	199,451	150,900	196,873	62,834	138,101	810,759	2.5
医療・福祉	25,966	67,472	623,318	670,965	1,020,453	222,623	148,993	2,779,790	8.6
教育・学習支援業	7,661	10,456	94,099	65,565	83,035	28,196	44,172	333,184	1.0
複合サービス事業	7,633	5,957	30,500	44,493	116,034	58,374	34,145	297,136	0.9
サービス業	135,021	195,249	1,087,928	775,075	969,991	350,201	669,759	4,183,224	12.9
公務	7,830	7,975	72,001	103,644	152,563	44,755	33,569	422,337	1.3
合計	675,137	1,075,136	7,110,937	5,726,925	7,714,759	2,652,361	7,468,648	32,423,903	100.0
割合(%)	2.1	3.3	21.9	17.7	23.8	8.2	23.0	100.0	

注 任意継続被保険者は含まない。

第Ⅱ-14表 厚生年金保険 産業別・男女別被保険者数（平成15年9月1日現在の調査）

産業大分類	計		男子		女子	
	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)
農林水産業	150	100.0	106	70.6	44	29.4
鉱業	88	100.0	74	84.7	13	15.3
建設業	2,858	100.0	2,414	84.5	444	15.5
製造業	8,853	100.0	6,624	74.8	2,229	25.2
卸売・小売業	5,509	100.0	3,490	63.3	2,019	36.7
金融・保険業	1,434	100.0	758	52.8	676	47.2
不動産業	423	100.0	282	66.8	140	33.2
運輸業	1,826	100.0	1,601	87.7	225	12.3
情報通信業	2,154	100.0	1,678	77.9	475	22.1
電気・ガス・熱供給・水道業	304	100.0	257	84.5	47	15.5
飲食店・宿泊業	811	100.0	493	60.8	318	39.2
医療・福祉	2,780	100.0	679	24.4	2,101	75.6
教育・学習支援業	333	100.0	162	48.7	171	51.3
複合サービス事業	297	100.0	188	63.3	109	36.7
サービス業	4,183	100.0	2,605	62.3	1,578	37.7
公務	422	100.0	130	30.8	292	69.2
合計	32,424	100.0	21,543	66.4	10,881	33.6

注 任意継続被保険者は含まない。

⑥ 標準報酬月額

厚生年金保険の標準報酬等級は平成12年の改正法の施行により、従来の9万2千円から59万円までの30等級から、9万8千円から62万円までの30等級に改められ、平成12年10月から適用されている。

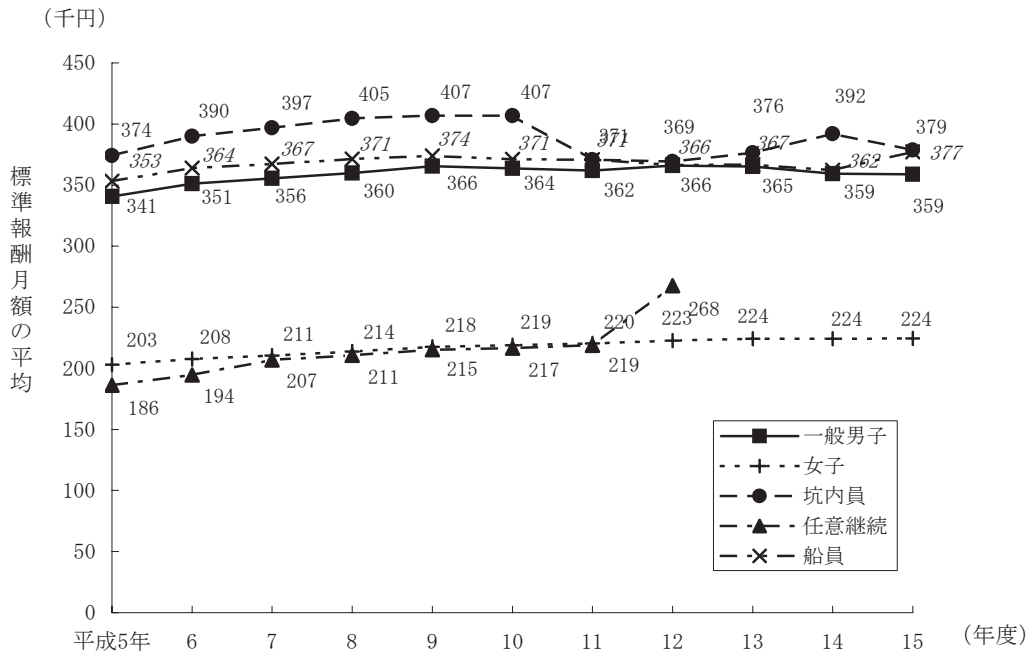
平成15年度末現在の標準報酬月額の平均は、全体では31万4千円（対前年度末比0.2%減）である。その内訳は、一般男子が35万9千円（同0.1%減）、女子が22万4千円（同0.0%増）、坑内員が37万9千

円（同3.4%減）、船員（船員任継を除く。）が37万7千円（同4.1%減）である（第Ⅱ-3図）。

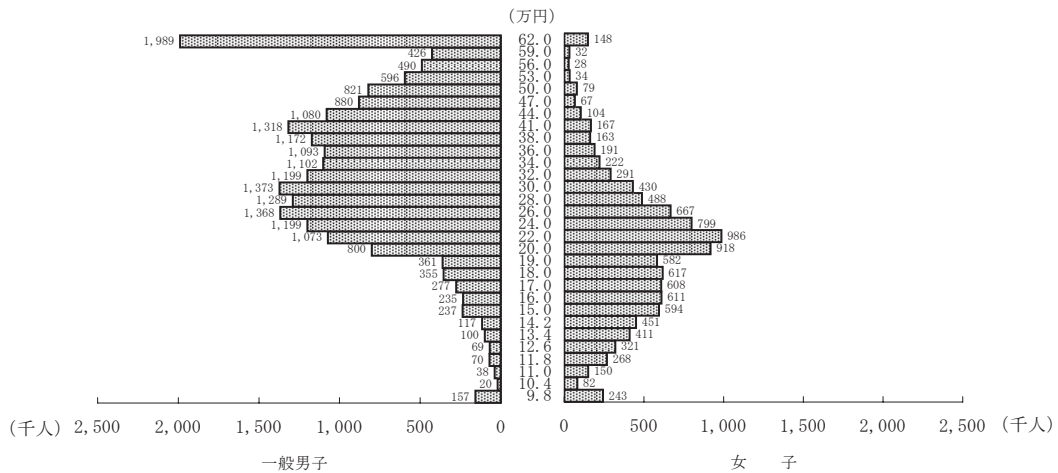
また、旧共済組合別の標準報酬月額の平均は旧JR共済組合41万3千円、旧NTT共済組合43万7千円、旧JT共済組合43万4千円、旧農林共済組合29万6千円である。

標準報酬月額の平均を厚生年金基金の加入の有無別にみると、基金加入者の平均が33万円（対前年度末2.9%減）で、非加入者が31万円（同1.3%増）で

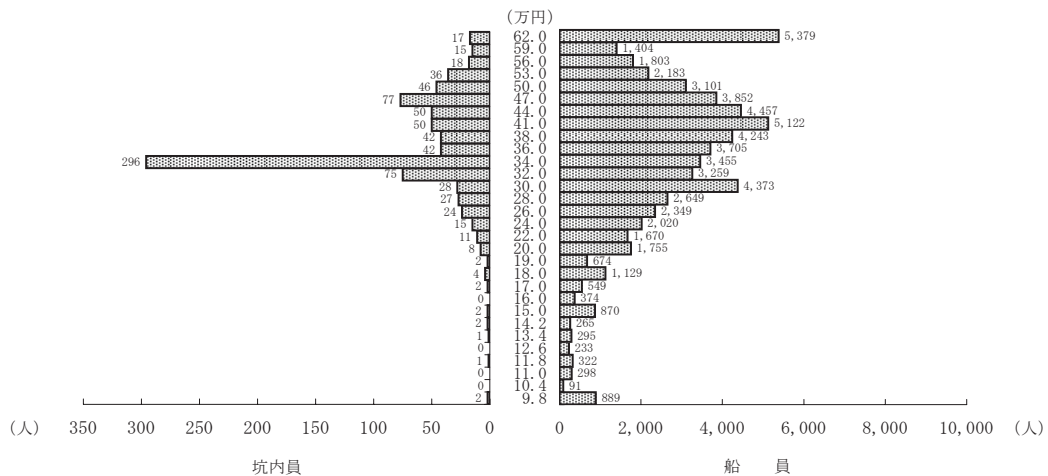
第Ⅱ－3図 厚生年金保険 標準報酬月額平均の推移（年度末現在）



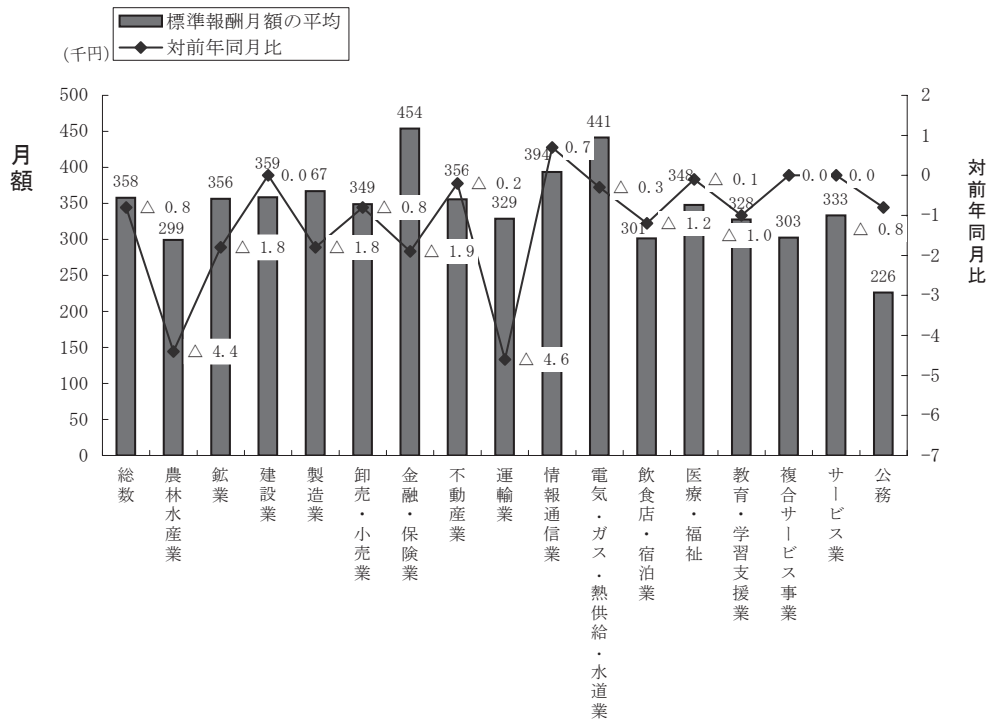
第Ⅱ－4図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成15年度末現在）



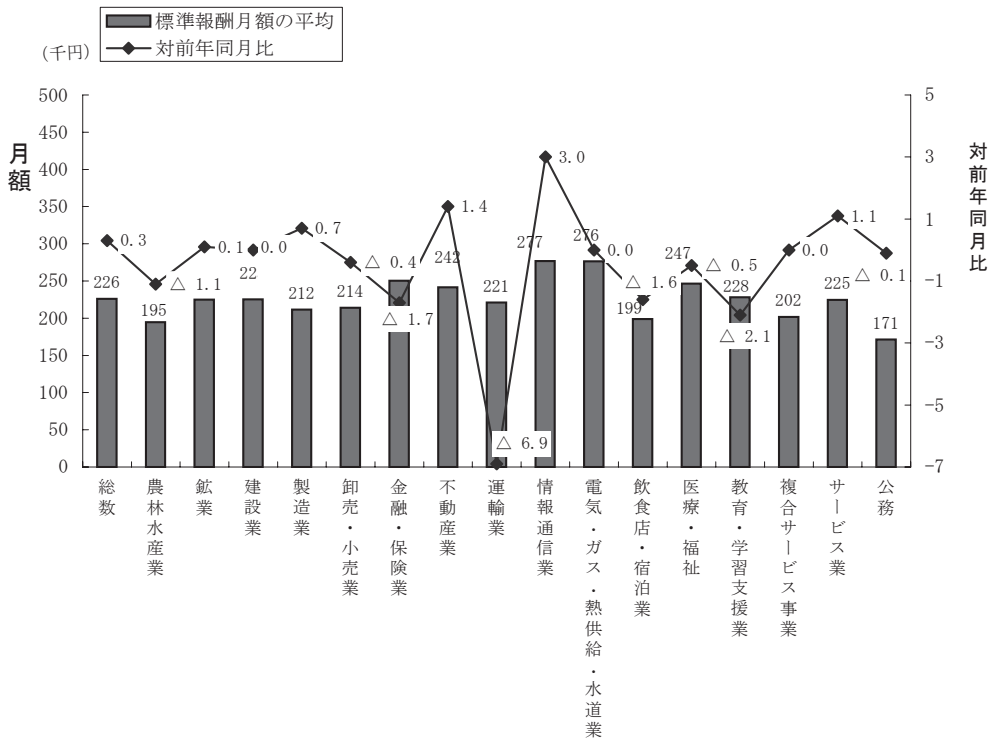
第Ⅱ－5図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成15年度末現在）



第Ⅱ－６図 産業別標準報酬月額額の平均（男子）（平成15年9月1日現在の調査）



第Ⅱ－７図 産業別標準報酬月額額の平均（女子）（平成15年9月1日現在の調査）



ある。

なお、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、平成16年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者

にきまって支給する給与は、27万3千円（対前年同月比2.0%減）となっている。

第Ⅱ－４図及び第Ⅱ－５図は標準報酬等級別被保

険者数の分布をみたものである。一般男子では上限の第30級(62万円)が199万人と最も多くなっており、一般男子全体の9.3%を占めている。一方、女子は第14級(22万円)が99万人(9.2%)と最も多くなっている。

第Ⅱ-6図及び第Ⅱ-7図は事業所の産業別の標準報酬月額平均(平成15年9月1日現在)を示したものである。男女とも金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が高く、公務が低くなっている。

⑦ 保険料率

平成15年4月から、標準報酬月額と標準賞与額に同率の保険料率を賦課するものとする総報酬制の導入に伴い、厚生年金保険の保険料率は13.58%となっている。

なお、平成9年4月に旧三共済組合が厚生年金保険に統合されたが、旧JR共済組合及び旧JT共済組合の事業所の被保険者については当分の間、統合前に適用されていた保険料率が適用され、平成15年度の保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。旧NTT共済組合については厚生年金保険と同率の保険料率(13.58%)が適用されている。また、旧農林共済組合の保険料率は、15.22%となっている。

(2) 受給(権)者数

前述したとおり、昭和61年4月から公的年金制度が大きく再編された。また、平成7年4月からは在職老齢年金の仕組みが抜本的に改善され、60歳台前半の被保険者で厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者については、賃金の多寡に関わらず全て受給権を持つこととなり、支給される年金額については、賃金の増加に応じて、賃金と年金額の合計が増加する仕組みとなった。

さらに、平成9年4月より旧三共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の国家公務員等共済組合法により裁定された旧三共済組合の受給者の給付事業が厚生年金保険に移管された。平成14年4月には旧農林共済が厚生年金保険に統合され、改正前の農林漁業共済組合法により裁定された受給者の給付事業も厚生年金保険に移管された。また、平成14年4月より65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢

厚生年金(報酬比例部分)について、新たに在職老齢年金制度が導入された。

① 受給者数

平成15年度末における厚生年金保険の受給者数は2,137万人で、内訳は旧法厚生年金保険が428万人(全受給者の20.0%)、旧法船員保険が8万人(同0.4%)、新法厚生年金保険が1,618万人(同75.7%)、旧共済組合83万人(同3.9%)となっている。前年度末に比べると受給者は105万人(5.2%)の増加となっている(第Ⅱ-15表、第Ⅱ-16表)。

受給者の内訳を年金の種類別にみると、老齢年金が1,007万人(全受給者の47.1%)、通算老齢年金が709万人(同33.2%)、障害年金が34万人(同1.6%)、遺族給付が387万人(同18.1%)となっている。受給者の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が50万人(5.3%)、通算老齢年金が41万人(6.1%)、障害年金が5千人(1.5%)、遺族給付が14万人(3.7%)の増加となっている。

厚生年金保険の受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い増加が続いている。特に、平成7年度末は在職老齢年金の改善などにより102万人の増加となり、平成9年度末は旧三共済組合を統合したこと等により145万人の増加となっている。平成14年度末は旧農林共済組合を統合したこと等により131万人の増加となっている(第Ⅱ-17表、第Ⅱ-8図)。

平成15年度末現在の厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給者数はそれぞれ1,007万人、709万人であるが、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が190万人(老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金)の11.1%)、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が146万人(同8.5%)、旧法船員保険の老齢年金が4万3千人(同0.3%)、旧法船員保険の通算老齢年金が1万人(同0.1%)、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が1,312万人(同76.5%)—うち、老齢相当761万人(同44.4%)、通老相当551万人(同32.1%)—、旧共済組合の退職給付(退職年金及び通算退職年金)が63万人(同3.7%)となっている(第Ⅱ-18表)。

老齢給付の受給者数を退職・在職別にみると、退職老齢給付の受給者数が1,590万人(同92.7%)、在職老齢給付が126万人(同7.3%)となっている。

第Ⅱ－15表 厚生年金保険 受給者数（平成15年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齡 年 金	1,900	8.9	43	0.2	7,613 (5,107)	35.6	518 (154)	2.4	10,074	47.1
通算老齡年金	1,459	6.8	9	0.0	5,509 (3,933)	25.8	109 (55)	0.5	7,086	33.2
障 害 年 金	92	0.4	3	0.0	238 (151)	1.1	8 (3)	0.0	341	1.6
遺 族 年 金	755	3.5	25	0.1	2,819 (93)	13.2	188 (2)	0.9	3,786	17.7
通算遺族年金	78	0.4	2	0.0	・	・	2	0.0	82	0.4
合 計	4,284	20.0	81	0.4	16,179 (9,284)	75.7	825 (214)	3.9	21,369	100.0

注1. ()内は基礎年金（同一支給事由）を併せて受給している者の数である。
 2. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

第Ⅱ－16表 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成5年度	6,660	124	5,127	...	11,911
6	6,451	120	6,031	...	12,601
7	6,230	115	7,276	...	13,621
8	5,991	111	8,221	...	14,324
9	5,752	107	9,319	600	15,778
10	5,505	102	10,311	585	16,503
11	5,257	98	11,311	567	17,233
12	5,019	94	12,408	552	18,074
13	4,776	90	13,604	536	19,005
14	4,530	85	14,850	850	20,315
15	4,284	81	16,179	825	21,369

第Ⅱ－17表 厚生年金保険 年金の種別別受給者数の推移（年度末現在）

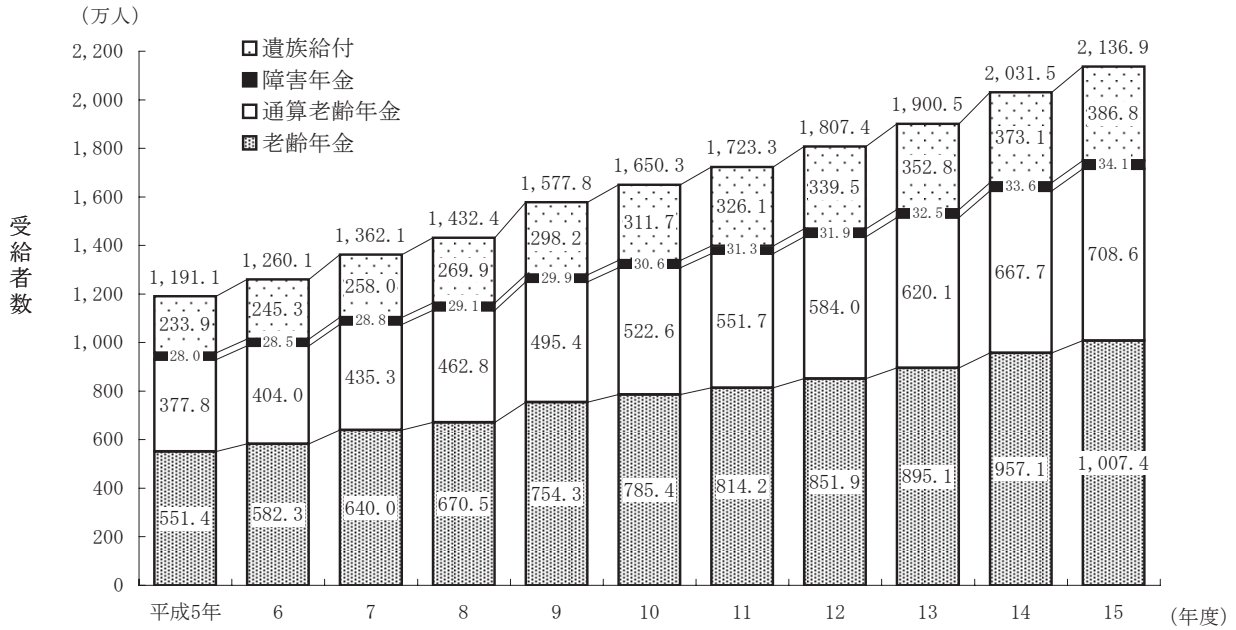
(単位：千人)

年 度	老齡年金	通算老齡年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成5年度	5,514	3,778	280	2,339	11,911
6	5,823	4,040	285	2,453	12,601
7	6,400	4,353	288	2,580	13,621
8	6,705	4,628	291	2,699	14,324
9	7,543	4,954	299	2,982	15,778
10	7,854	5,226	306	3,117	16,503
11	8,142	5,517	313	3,261	17,233
12	8,519	5,840	319	3,395	18,074
13	8,951	6,201	325	3,528	19,005
14	9,571	6,677	336	3,731	20,315
15	10,074	7,086	341	3,868	21,369

注1. 平成8年度以前は、旧三共済組合分を含まず、平成13年度以前は、旧農林共済組合分を含まない。

2. 「遺族給付」は、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金、遺族厚生年金及び旧共済組合に係る遺族年金通算遺族年金、遺族共済年金の合計である。

第Ⅱ－8図 厚生年金保険 受給者の推移（年度末現在）



第Ⅱ－18表 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成5年度	3,080	2,210	68	16	2,366	1,552	5,514	3,778
6	2,970	2,157	66	16	2,788	1,867	5,823	4,040
7	2,858	2,097	63	15	3,479	2,241	6,400	4,353
8	2,740	2,025	61	14	3,905	2,588	6,705	4,628
9	2,621	1,950	58	13	4,423	2,987	441	3	7,543	4,954
10	2,498	1,870	56	13	4,870	3,340	431	3	7,854	5,226
11	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3	8,142	5,517
12	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3	8,519	5,840
13	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3	8,951	6,201
14	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111	9,571	6,677
15	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109	10,074	7,086

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金及び退職共済年金の受給者は、平成15年度末で925万人（老齢相当526万人、通老相当399万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金及び障害共済年金の受給者は、15万3千人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給者は、9万5千人となっている（第Ⅱ－15表）。

② 老齢給付新規裁定受給者数

厚生年金保険の老齢給付の新規裁定受給者について推移をみると、新法が施行された昭和61年度以降は70万人ないし80万人で推移している。また、平成

7年度にあつては104万人と、平成7年4月に施行された在職老齢給付の改善の影響もあり著しく増加した。

平成15年度の老齢給付の新規裁定者は104万人で、前年度末と比較して9万人（9.1%）増加している。その内訳は老齢（退職）年金45万人（対前年度末比3万人、6.7%増）、通算老齢（退職）年金59万人（同6万人、11.0%増）となっている（第Ⅱ－19表）。

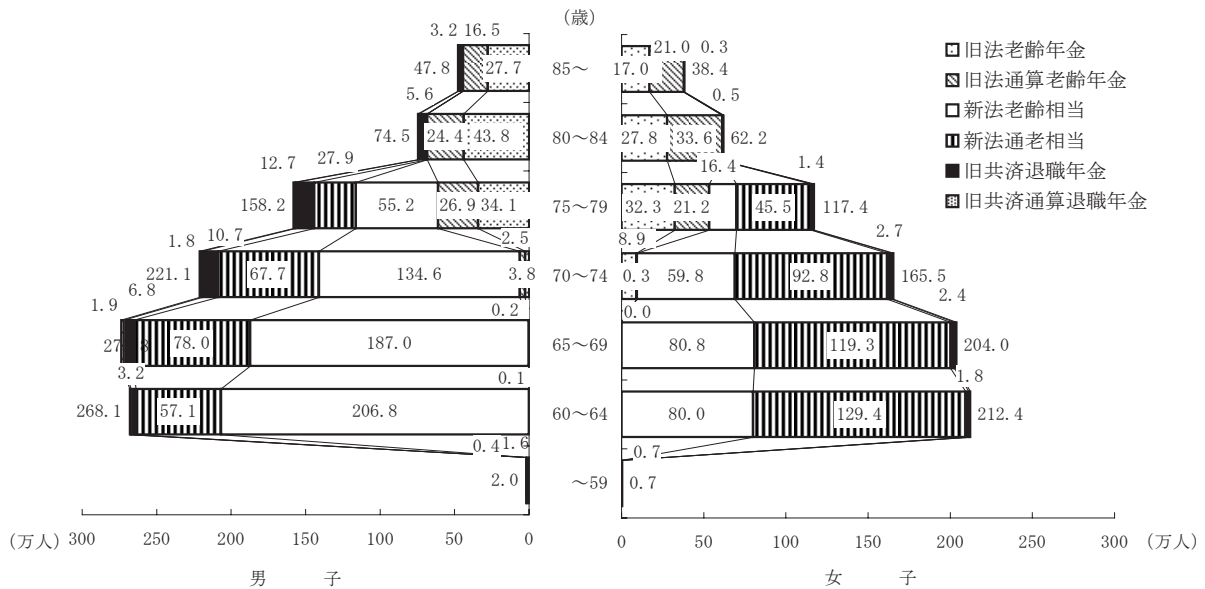
③ 老齢給付退職・在職別受給権者数

平成7年4月からの60歳台前半の在職老齢給付の改善により、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある60歳台前半の被保険者は退職・在職、また

第Ⅱ－19表 厚生年金保険 老齢給付新規裁定受給者数の推移（年度累計）（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成5年度	6	27	0	0	411	355	417	382
6	4	22	0	0	440	357	445	379
7	3	16	0	0	612	411	614	428
8	2	10	0	0	312	383	313	393
9	1	8	0	0	370	435	2	0	373	444
10	1	6	0	0	352	400	1	0	354	406
11	0	4	0	0	317	421	1	0	319	425
12	0	3	0	0	403	462	2	0	406	466
13	0	2	0	0	416	507	1	0	417	510
14	0	2	0	0	423	526	2	4	425	532
15	0	2	0	0	452	587	1	1	453	591

第Ⅱ－9図 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成15年度末現在）



その賃金の多寡に関係なく受給権が発生することとなっており、平成15年度末の60歳前半の新法老齢厚生年金（旧共済組合を除く）の受給権者480万人を退職・在職別にみると、退職者376万人（78.2%）、在職者105万人（21.8%）となっている。在職者を男女別にみると男子76万人（72.7%）、女子29万人（27.3%）となっている。

④ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成15年度末現在の厚生年金保険の受給権者数は2,315万人、うち老齢給付が1,846万人で全体の79.7%を占めている。

第Ⅱ－9図は老齢給付の受給権者の年齢階級別分

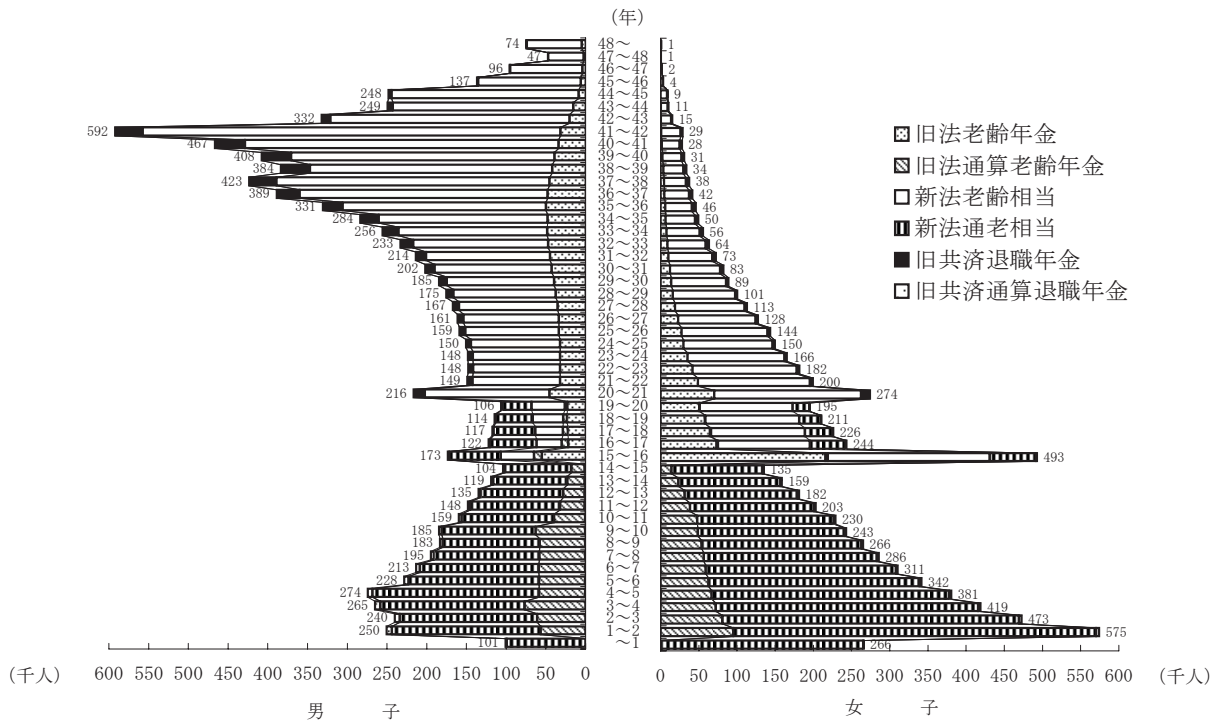
布を示したものである。男子は65～69歳が最も多く（274万人）、女子は60～64歳が最も多い（212万人）。

⑤ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成15年度末の厚生年金保険の受給権者を被保険者期間別にみると第Ⅱ－10図のとおりである。

男女別に被保険者期間を比較してみると、就業状況を反映して、男子の場合は41年以上42年未満をピークになだらかな山があるが、女子は被保険者期間が長いほど受給権者数が減少している。また、男女とも15年以上16年未満及び20年以上21年未満が前後の期間に比べて突出しているが、これは、老齢年

第Ⅱ-10図 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成15年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ-20表 厚生年金保険 受給者年金総額（平成15年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	36,336	15.5	1,220	0.5	121,415	51.9	10,671	4.6	169,643	72.5
通算老齢年金	6,026	2.6	36	0.0	14,617	6.2	365	0.2	21,043	9.0
障 害 年 金	1,116	0.5	55	0.0	1,737	0.7	91	0.0	2,999	1.3
遺 族 年 金	7,874	3.4	376	0.2	29,461	12.6	2,361	1.0	40,072	17.1
通算遺族年金	206	0.1	4	0.0	・	・	5	0.0	214	0.1
合 計	51,558	22.0	1,691	0.7	167,231	71.5	13,492	5.8	233,971	100.0

注 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間が20年以上または中高年齢特例の対象となる場合は40歳（女子は35歳）以上の被保険者期間が15年以上であるため、この要件を満たした後に直ちに退職した者が多数いるためと考えられる。

老齢（退職）年金の受給権者の平均被保険者期間は、男子が34年7か月（船員保険の加入期間は昭和61年3月以前については4/3倍、平成3年3月以前については6/5倍して計算している。）、女子が23年8か月となっている。

(3) 年金額

① 年金総額

平成15年度末現在における厚生年金保険の受給者の年金総額は23兆3,971億円で、内訳は旧法厚生年金保険が5兆1,558億円（年金総額の22.0%）、旧法船員保険が1,691億円（同0.7%）、新法厚生年金保険が16兆7,231億円（同71.5%）、旧共済組合が1兆3,492億円（同5.8%）となっている（第Ⅱ-20表）。また、年金総額を前年度末と比べると、全体で6,481億円（2.8%）の増加となっている（第Ⅱ-21表）。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が16兆9,643億円で年金総額の72.5%

第Ⅱ-21表 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成5年度	77,721 (76,467)	2,329	58,234 (55,999)	…	138,283 (134,795)
6	78,881 (77,653)	2,378	70,484 (67,609)	…	151,743 (147,639)
7	76,397 (75,196)	2,317	85,244 (81,372)	…	163,958 (158,886)
8	73,207 (72,045)	2,236	94,288 (89,560)	…	169,731 (163,840)
9	70,011 (68,890)	2,160	104,860 (99,067)	12,623	189,654 (182,740)
10	67,913 (66,836)	2,111	115,692 (109,004)	12,410	198,126 (190,361)
11	64,991 (63,958)	2,038	125,541 (117,810)	12,065	204,634 (195,871)
12	61,815 (60,826)	1,954	135,618 (126,617)	11,631	211,018 (201,029)
13	58,562 (57,619)	1,872	144,828 (134,393)	11,165	216,428 (205,049)
14	55,292 (54,396)	1,789	156,198 (144,170)	14,211	227,491 (214,565)
15	51,558 (50,783)	1,691	167,231 (155,156)	13,492	233,971 (221,122)

注（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

第Ⅱ-22表 厚生年金保険 年金の種別別年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成5年	100,345 (97,104)	13,706 (13,459)	2,745	21,488	138,283 (134,795)
6	110,077 (106,255)	14,955 (14,674)	2,869	23,842	151,743 (147,639)
7	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)	2,860	25,374	163,958 (158,886)
8	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)	2,832	26,674	169,731 (163,840)
9	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)	2,874	30,232	189,654 (182,740)
10	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)	2,930	32,272	198,126 (190,361)
11	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	2,963	34,076	204,634 (195,871)
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	2,966	35,553	211,018 (201,029)
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	2,978	37,015	216,428 (205,049)
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	3,028	39,130	227,491 (214,565)
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	2,999	40,287	233,971 (221,122)

注1.（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

を占めており、通算老齢年金が2兆1,043億円（9.0%）、障害年金が2,999億円（1.3%）、遺族給付が4兆287億円（17.2%）となっている。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が4,884億円（3.0%）、通算老齢年金が469億円（2.3%）、遺族給付が1,157億円（3.0%）と、それぞれ増加しているが、障害年金は29億円（1.0%）減少している（第Ⅱ-22表、第Ⅱ-11図）。

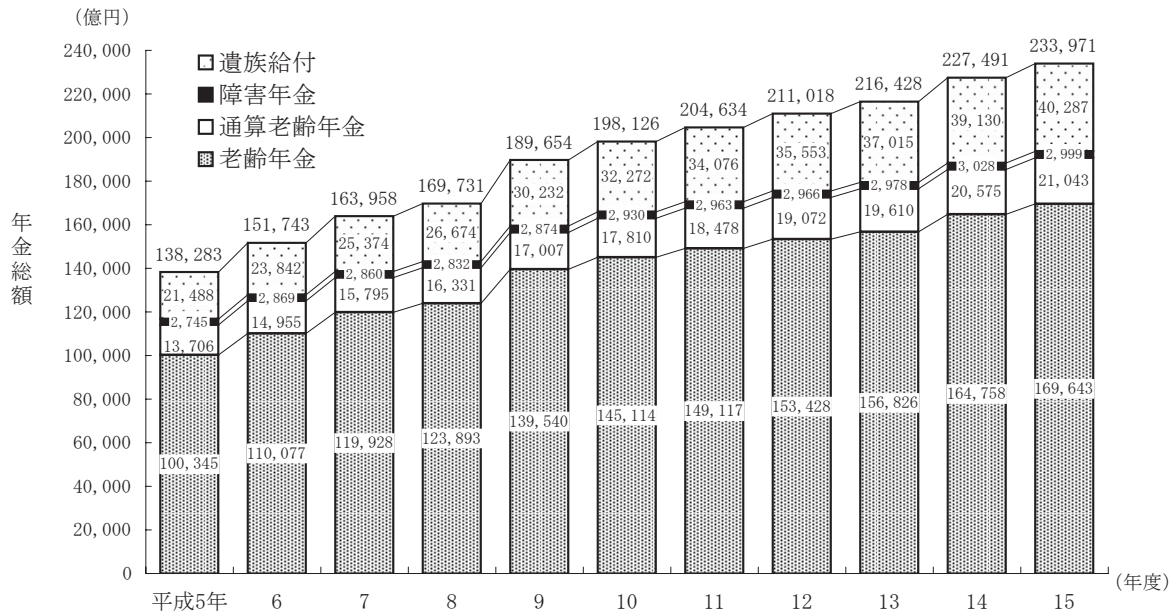
老齢給付の受給者数及び年金総額（基金代行支給分を含む。）の推移をみると、受給者数の伸びと同様に毎年度増加しており、平成15年度末は前年度末と比較して91万人、5,353億円増加となっている。

平成15年度末現在におけるの厚生年金保険の老齢給付について、老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金の受給者の年金総額は、それぞれ16兆9,643億

円、2兆1,043億円であり、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が3兆6,336億円（老齢給付年金総額の19.1%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が6,026億円（同3.2%）、旧法船員保険の老齢年金が1,220億円（同0.6%）、旧法船員保険の通算老齢年金が36億円（同0.02%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が13兆6,033億円（同71.3%）—うち老齢相当12兆1,415億円（同63.7%）、通老相当1兆4,617億円（同7.7%）—、旧共済組合1兆1,036億円（同5.8%）となっている（第Ⅱ-23表）。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付（基本手当）を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けて

第Ⅱ-11図 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

第Ⅱ-23表 厚生年金保険 老齢給付年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成5年	56,439 (55,335)	8,797 (8,647)	1,734	61	42,172 (40,034)	4,848 (4,750)	100,345 (97,104)	13,706 (13,459)
6	57,146 (56,070)	9,023 (8,870)	1,775	62	51,157 (48,410)	5,871 (5,741)	110,077 (106,255)	14,955 (14,674)
7	55,243 (54,197)	8,818 (8,664)	1,724	60	62,961 (59,262)	6,918 (6,744)	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)
8	52,852 (51,840)	8,475 (8,325)	1,660	56	69,381 (64,874)	7,799 (7,578)	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)
9	50,437 (49,462)	8,125 (7,980)	1,597	54	77,085 (71,571)	8,805 (8,527)	10,421	23	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)
10	48,793 (47,856)	7,895 (7,755)	1,557	51	84,527 (78,173)	9,841 (9,507)	10,236	23	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)
11	46,538 (45,640)	7,566 (7,431)	1,499	48	91,165 (83,826)	10,842 (10,450)	9,915	22	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)
12	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)
13	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)
14	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)
15	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

いる者はその間、賃金と年金額との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて原則として賃金の1割相当の老齢厚生年金が支給停止となっている。平成15年度末現在、失業給付との調整に該当する受給権者数は7万7千人、支給停止年金総額は975億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は18万2千人、支給停止年金総額は332億円となっている（第Ⅱ-24表）。

② 平均年金月額

平成15年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢（退職）年金が17

万1千円（男子19万7千円、女子11万1千円）、通算老齢（退職）年金が5万6千円（男子6万7千円、女子4万9千円）となっている。

平成15年度末における厚生年金保険の老齢（退職）年金の給付状況を受給権者についてみると、受給権者数は、平成15年度末現在で1,069万人であり、その平均年金月額は16万9千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は55万人（5.4%）増加し、平均年金月額は2,266円（1.3%）の減少となっている（第Ⅱ-25表）。

なお、60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、一般男子については平成13年度から平成25年度（女子は平成18年度から平成30年

第Ⅱ-24表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整（年度末・月末現在）

（失業給付）

年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成13年度	104,647	91,094	13,553	134,383,443	128,976,930	5,406,514	107,013	117,989	33,243
平成14年度	99,483	88,364	11,119	130,270,124	125,680,580	4,589,544	109,123	118,525	34,397
平成15年度	76,847	66,739	10,108	97,542,829	93,474,244	4,068,585	105,776	116,716	33,543
平成15年4月	98,185	86,988	11,197	127,305,507	122,722,153	4,583,353	108,049	117,566	34,111
5月	92,215	81,332	10,883	117,685,436	113,178,757	4,506,679	106,351	115,964	34,509
6月	107,331	93,976	13,355	137,469,000	131,994,836	5,474,165	106,733	117,047	34,158
7月	112,006	97,714	14,292	143,431,877	137,623,482	5,808,395	106,714	117,369	33,867
8月	117,624	101,856	15,768	149,896,385	143,522,087	6,374,298	106,197	117,422	33,688
9月	116,010	100,950	15,060	149,136,772	143,031,109	6,105,664	107,129	118,071	33,785
10月	105,601	92,597	13,004	137,942,906	132,704,957	5,237,949	108,855	119,429	33,566
11月	87,837	76,145	11,692	111,809,032	107,080,492	4,728,540	106,076	117,189	33,702
12月	86,335	74,669	11,666	108,880,112	104,172,527	4,707,585	105,095	116,260	33,628
平成16年1月	79,272	68,550	10,722	99,927,153	95,603,681	4,323,472	105,047	116,221	33,603
2月	77,350	67,026	10,324	97,222,708	93,075,424	4,147,284	104,743	115,721	33,476
3月	76,847	66,739	10,108	97,542,829	93,474,244	4,068,585	105,776	116,716	33,543

（高年齢雇用継続給付）

年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成13年度	134,443	125,297	9,146	27,477,809	26,010,801	1,467,007	17,032	17,299	13,367
平成14年度	168,826	157,016	11,810	34,564,449	32,690,032	1,874,418	17,061	17,350	13,226
平成15年度	181,515	169,285	12,230	33,193,844	31,527,985	1,665,859	15,239	15,520	11,351
平成15年4月	169,609	157,829	11,780	34,705,584	32,842,793	1,862,791	17,052	17,341	13,178
5月	162,632	151,354	11,278	33,163,477	31,406,606	1,756,871	16,993	17,292	12,982
6月	165,013	153,563	11,450	33,694,786	31,910,876	1,783,911	17,016	17,317	12,983
7月	167,072	155,598	11,474	34,169,727	32,378,203	1,791,524	17,043	17,341	13,011
8月	171,013	159,254	11,759	35,045,047	33,201,779	1,843,268	17,077	17,374	13,063
9月	172,838	161,129	11,709	35,806,149	33,932,185	1,873,964	17,264	17,549	13,337
10月	174,237	162,390	11,847	35,995,652	34,109,596	1,886,055	17,216	17,504	13,267
11月	175,530	163,585	11,945	33,894,518	31,177,975	2,716,543	6,596	6,713	4,999
12月	178,752	166,551	12,201	16,517,297	15,648,672	868,625	7,700	7,830	5,933
平成16年1月	178,721	166,580	12,141	29,347,995	27,960,674	1,387,321	13,684	13,988	9,522
2月	179,631	167,475	12,156	32,745,720	31,112,464	1,633,255	15,191	15,481	11,196
3月	181,515	169,285	12,230	33,193,844	31,527,985	1,665,859	15,239	15,520	11,351

第Ⅱ-25表 厚生年金保険 老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職(共済)年金 (退職相当)		合 計	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成5年	3,091	153 (150)	68	213	2,439	167 (159)	5,598	159 (155)
6	2,978	160 (157)	66	226	2,877	175 (167)	5,921	168 (163)
7	2,863	161 (158)	63	228	3,665	175 (166)	6,592	170 (163)
8	2,745	161 (158)	61	228	4,128	176 (166)	6,933	170 (163)
9	2,626	160 (157)	58	229	4,692	175 (165)	446	201	7,822	172 (165)
10	2,502	163 (160)	56	234	5,225	178 (166)	435	204	8,217	175 (167)
11	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206	8,580	176 (167)
12	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205	9,014	176 (166)
13	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205	9,486	173 (162)
14	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185	10,145	172 (160)
15	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182	10,690	169 (159)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

度)にかけて、3年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされており、平成13年度以降の平均年金月額については、前年度以前のものとは単純に比較することはできない。

また、平成15年度末現在における厚生年金保険の障害年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する障害基礎年金の額を含めて10万6千円(1級が15万8千円、2級が12万3千円、3級が6万3千円)であり、遺族年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する遺族基礎年金の額を含めて9万円となっている。

③ 年金月額階級別受給者数

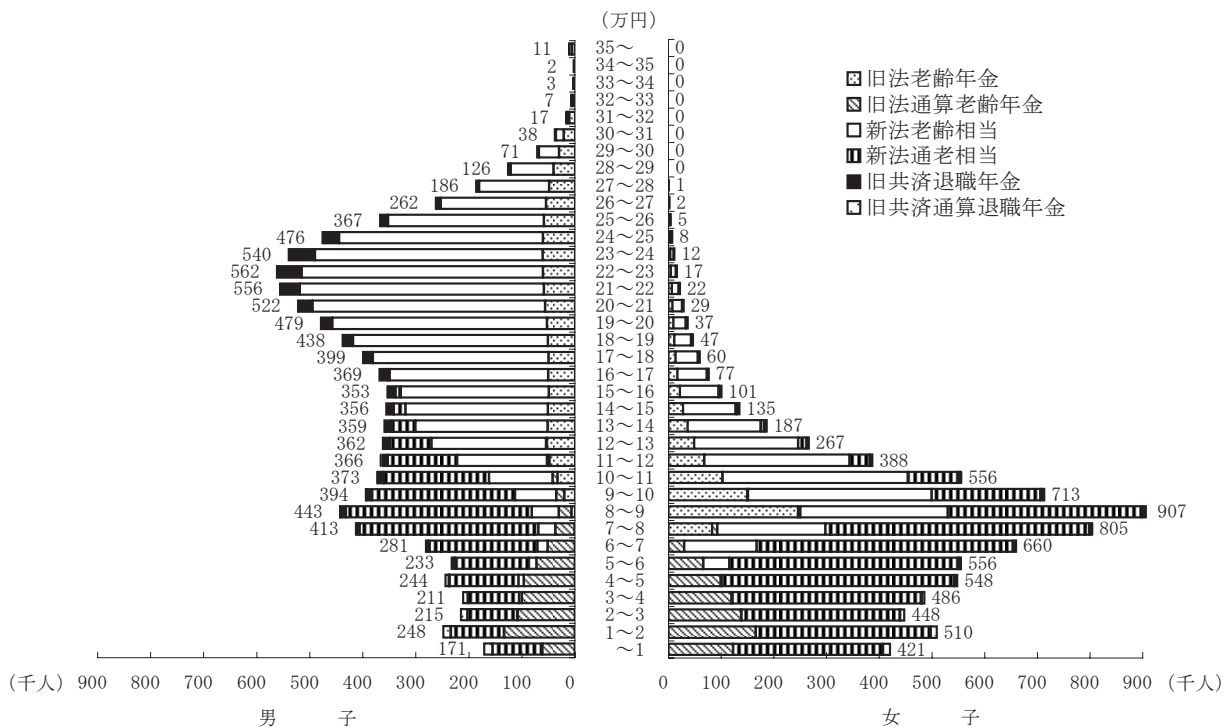
平成15年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の年金月額階級別分布をみたものが第II-13図である。老齢年金(旧法老齢年金、新法老齢相当、旧共済組合の退職年金、退職相当の合計)では、男子は月額22万円台をピークにしたなかなか分布となっており、一般的な所得額分布の形状とは異なっている。これは、高額部分については、標準報酬月額等級の頭打ちにより年金額が伸びないことと、年金額には被保険者期間にのみ比例する定

額部分・基礎年金があり、平均標準報酬月額が低い受給者の年金額が底上げされることも要因であると考えられる。女子は月額8万円台が突出して多くなっている。

平成15年度末現在における厚生年金保険の老齢年金の受給者で被保険者期間20年(旧法船員保険分は15年)以上の者について年金月額階級別分布をみたものが第II-13図、第II-26表である。男子では月額20～25万円が37.8%を占めて最も多くなっている。女子では月額10～15万円が49.9%と半数を占めている。また、平均年金月額は男子が19万9千円、女子が12万1千円である。

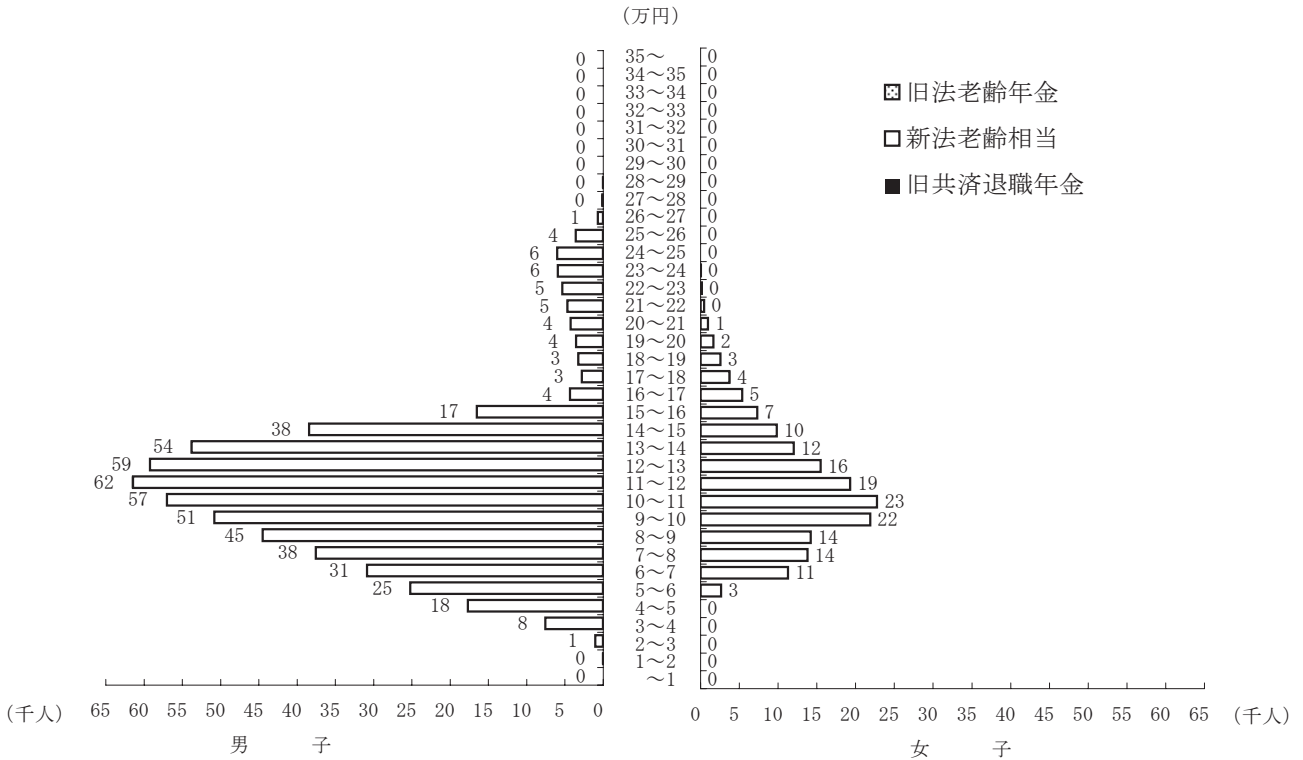
平成15年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給者で被保険者期間20年以上の者について、年金月額階級別の分布をみたものが第II-14図、第II-27表である。前述のとおり平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられることにより、男子では月額10～15万円が最も多くなっており(49.4%)、女子では男子と同様に月額10～15万円が最も多くなっている(47.9%)。また、平均年金月額は男子が11万2千円、女子が11万3千円となっている。

第II-12図 厚生年金保険 老齢給付年金月額階級別受給者数(平成15年度末現在)



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ-14図 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上(平成15年度新規裁定))



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

(4) 収支状況

平成15年度決算における厚生保険特別会計年金勘定の収支状況は、収入総額31兆1,022億円、支出総額31兆4,401億円で、収支差△3,379億円を積立金から補足した。なお、厚生年金保険の赤字は制度発足以来簿価ベースで初めてである。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

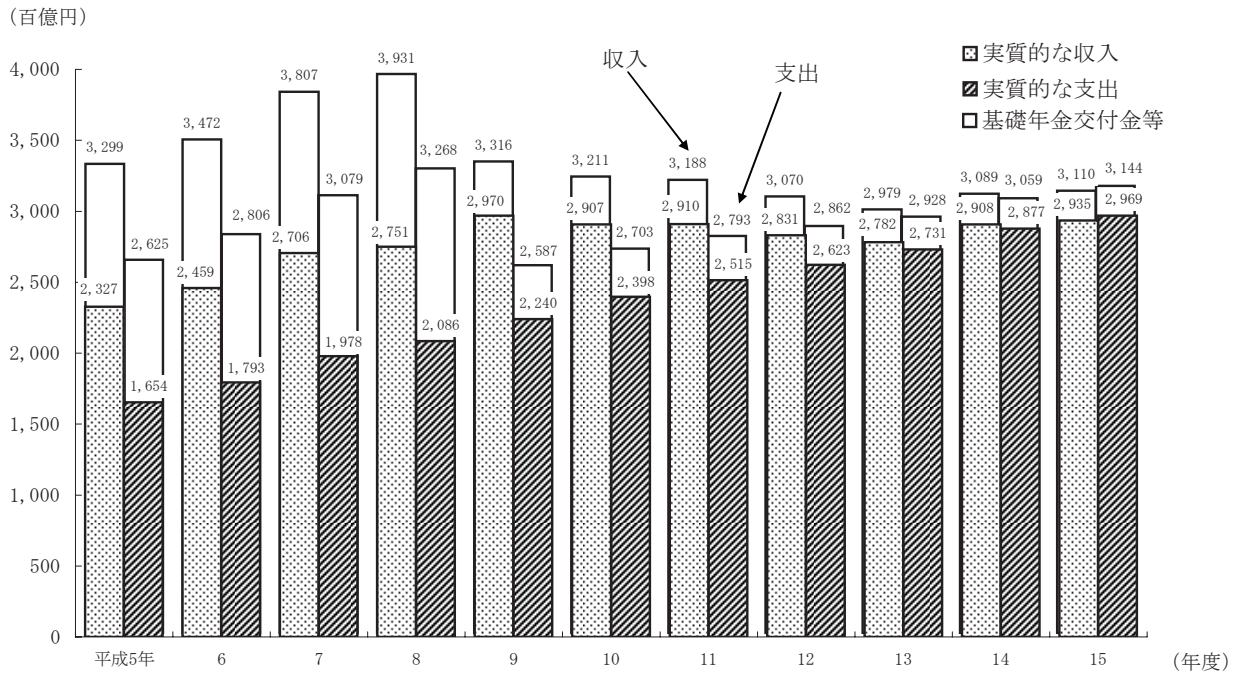
年度末現在の積立金は、厚生保険特別会計業務勘定からの繰入額67億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約137.4兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成15年度末の時価ベースの積立金額は、約135.9兆円である。

また、平均利回りについては、平成15年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、2.41%であり、平成15年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、4.91%である。

この収入には、厚生年金保険が支給する給付のうち基礎年金相当部分に充てるための基礎年金勘定からの交付金、旧JR共済組合及び旧JT共済組合への支援措置で納付される各共済組合からの拠出金、統合した旧JR共済組合、旧NTT共済組合、旧JT共済組合からの移換積立金、職域部分等に係る納付金、旧三共済組合の事業所・被保険者からの保険料収入が含まれている。また、支出には基礎年金相当部分の財源として基礎年金勘定へ繰り入れる拠出金のほか、統合前の国家公務員等共済組合法による裁定者に係る年金給付費も含んでいる。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が29兆3,543億円、実質的な支出総額が29兆6,855億円となっている。

第Ⅱ-15図 厚生年金保険 収支状況の推移（年度末現在）



収支状況の推移をみると、昭和61年度から旧法の船員保険分が含まれていることと基礎年金制度の創設による基礎年金勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれている。また、平成2年度から制度間調整事業が始まり制度間調整勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれているため収入・支出とも大きく増加したが、平成9年度には制度間調整事業が廃止され、代って支援措置が施行されたため、平成9年度の収支総額では前年を下回っている。しかし、実質的な収支では、旧三共済組合を統合したことによる保険料収入の増、支援措置による各共済組合からの納付金、積立金の移換、旧三共済組合の給付分の増などの影響により前年を大きく上回っている。平成10年度は前年度に比べ、旧三共済組合からの積立金の移換額が減少している等の理由により、前年度より減少している（第Ⅱ-15図）。

(5) 被用者年金制度各制度による旧三共済組合の支援措置の状況

厚生年金保険法の一部改正により、平成9年4月から旧公共企業体の共済組合（旧JR共済組合、旧NTT共済組合、旧JT共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、併せて旧制度間調整が廃止され支援措置の制度が創設された。

この支援措置は、統合に際して成熟度の高い旧JR

共済組合及び旧JT共済組合を統合する厚生年金保険に過度の負担がかからぬよう、三共済組合から必要な積立金を移換するとともに、厚生年金保険相当部分の給付に係る負担の公平性を確保する措置として平成9年度より各被用者年金制度から厚生年金保険の管掌者たる政府に対し拠出金を納付させるものである。

具体的には、旧JR共済組合、旧JT共済組合が独立した制度として運営してきた期間に給付が確定する部分（給付確定部分）については旧JR共済組合、旧JT共済組合からの積立金の移換を行うこととし、統合前期間に係る再評価・物価スライド部分のいわゆる世代間扶養部分の給付については現在のJR・JTの加入者の保険料の一部を充当し、不足分（拠出金算定対象額）について各被用者年金制度が拠出金を納付する制度である。

各被用者年金制度が負担する拠出金額は、拠出金算定対象額の半分を標準報酬月額総額で各制度ごとに按分し（負担の公平化）、残りの半分については厚生年金保険より財政的な成熟度が低く、負担すべき水準が低い制度がより多く負担する（負担の平準化）こととなっている。

なお、年金保険者たる共済組合に係る負担の平準化に資するため、定期間（平準化期間）拠出金算定対象額を平準化することとされている。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

前述のとおり、昭和61年4月から施行された国民年金法（新法）により、国民年金の強制適用が従来の自営業者等から厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者に拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展した。これにより、国民年金の適用・給付の体系は大幅に変更された。

新法では国民年金の強制加入被保険者は第1号被保険者（自営業等）、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員であって、老齢基礎年金の受給権を持たない者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者）の区分となり、任意加入被保険者は20歳～59歳の被用者年金制度の老齢年金受給権者、60歳～64歳の自営業者等、20歳～64歳の在外邦人となった。

平成3年4月からは、それまで任意適用であった学生についても第1号被保険者として強制適用の対象となり、平成12年4月からは、学生本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される学生の納付特例制度が創設された。また、平成7年4月からは、昭和30年4月1日以前に生まれた者であって、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなっている。

また、保険料負担能力に応じたきめ細かい免除制度構築を目的として、平成14年4月より保険料の半額免除制度が導入された。

① 被保険者数

平成15年度末現在における被保険者数は、第1号被保険者が2,208万人（男子1,113万人、女子1,095万人）、第2号被保険者（65歳以上の老齢給付受給権者を含む）は3,680万人（男子2,447万人、女子1,233万人）、第3号被保険者が1,109万人（男子8万人、

女子1,101万人）、任意加入被保険者が32万人（男子9万人、女子24万人）で、第2号被保険者を除く合計は3,349万人、第2号被保険者を含めた公的年金の被保険者数は7,029万人となっている。

第2号被保険者を除く被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む。）は3万人（0.1%）の増加、第3号被保険者は14万人（1.3%）の減少となっている（第Ⅱ-28表、第Ⅱ-16図）。

平成15年度末現在の第1号被保険者のうち、国民年金基金に加入している者は77万人（地域型基金65万人、職能型基金12万人）となっており、前年度末に比べて1千人減少している（第Ⅱ-29表）。

平成15年度末現在の第1号被保険者（任意加入を含む。）のうち、付加保険料を納付している被保険者は69万人で、その内訳は農業者年金基金の被保険者であるため付加保険料を納付しなければならない者（強制加入）が9万人、本人の希望で付加保険料を納付している者（任意加入）が59万人で、付加保険料の加入率（第1号被保険者数と65歳未満の任意加入被保険者数の合計から保険料免除者数及び学生納付特例者数を減じた数に対する付加保険料納付被保険者数の比）は3.9%である。前年度末と比べると、付加保険料納付被保険者数は9千人（1.3%）の増加であり、付加保険料の加入率は0.1ポイント上昇している。

平成15年度末現在における保険料免除者数は309万人（法定免除者数106万人、申請全額免除者数165万人、申請半額免除者38万人）となり、免除率（第1号被保険者数に対する免除者数の比）は14.0%（法定免除4.8%、申請全額免除7.5%、申請半額免除1.7%）で、前年度末と比較して1.3ポイント上昇している。

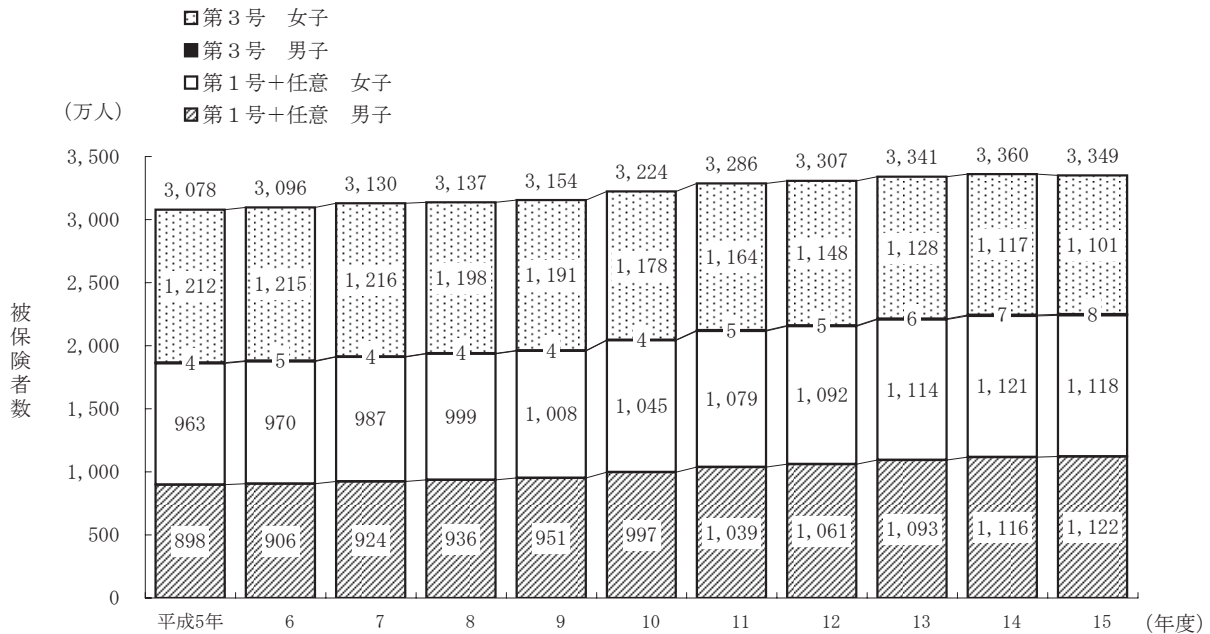
平成15年度末の学生納付特例者数は168万人で、前年度末に比べて14万人増加している。第1号被保険者に占める割合は7.6%で、前年度末に比べて0.6ポイント増加している（第Ⅱ-30表、第Ⅱ-17図）。

第Ⅱ-28表 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	合計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成5年	30,777	9,027	21,751	18,263	8,905	9,359	351	77	273	12,163	44	12,119
6	30,956	9,105	21,851	18,413	8,984	9,430	348	76	272	12,195	46	12,149
7	31,305	9,277	22,027	18,747	9,158	9,589	357	78	279	12,201	41	12,160
8	31,371	9,400	21,970	19,000	9,283	9,717	356	78	278	12,015	39	11,976
9	31,538	9,547	21,991	19,247	9,431	9,817	342	77	265	11,949	40	11,909
10	32,244	10,015	22,229	20,112	9,900	10,212	314	73	241	11,818	43	11,775
11	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014

第Ⅱ-16図 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



第Ⅱ-29表 国民年金基金加入者数（平成15年度末現在）

（単位：人）

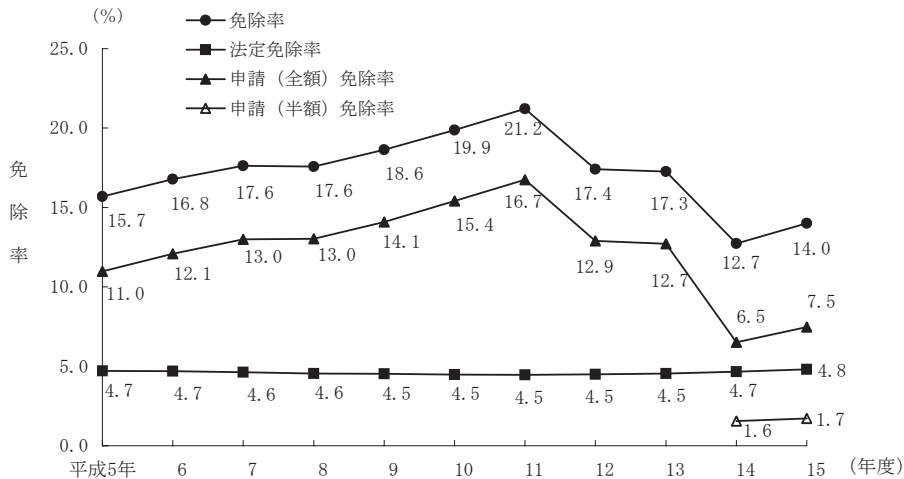
	総数			地域型国民年金基金			職能型国民年金基金		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
加入者数	772,085	414,486	357,599	648,480	339,267	309,213	123,605	75,219	48,386

第Ⅱ－30表 保険料免除者数、学生納付特例者数及び納付率の推移（年度末現在）

年 度	保険料免除者数（千人）				免 除 率（％）				学生納付特例者数（千人）	特例率（％）	納付率（％）
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	申請（半額）免除	合 計	法定免除	申請（全額）免除	申請（半額）免除			
平成5年	2,866	862	2,004 (488)	・	15.7	4.7	11.0	・	・	・	85.5
6	3,090	865	2,225 (565)	・	16.8	4.7	12.1	・	・	・	85.3
7	3,304	869	2,435 (646)	・	17.6	4.6	13.0	・	・	・	84.5
8	3,340	865	2,475 (718)	・	17.6	4.6	13.0	・	・	・	82.9
9	3,585	873	2,712 (806)	・	18.6	4.5	14.1	・	・	・	79.6
10	3,998	900	3,098 (867)	・	19.9	4.5	15.4	・	・	・	76.6
11	4,428	932	3,496 (914)	・	21.2	4.5	16.7	・	・	・	74.5
12	3,698	957	2,741	・	17.4	4.5	12.9	・	1,348	6.3	73.0
13	3,759	990	2,770	・	17.3	4.5	12.7	・	1,476	6.8	70.9
14	2,809	1,028	1,437	344	12.7	4.7	6.5	1.6	1,537	7.0	62.8
15	3,090	1,062	1,649	378	14.0	4.8	7.5	1.7	1,676	7.6	63.4

注1. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。
 2. 保険料免除者数、免除率、学生納付特例者数及び特例率は年度末現在、納付率は年度の数値である。
 3. 免除率は、保険料免除者数の第1号被保険者数に占める割合（％）である。
 4. 特例率は、学生納付特例者数の第1号被保険者数に占める割合（％）である。
 5. () 内は、学生の申請免除者数（再掲）である。

第Ⅱ－17図 国民年金 保険料免除率の推移（年度末現在）



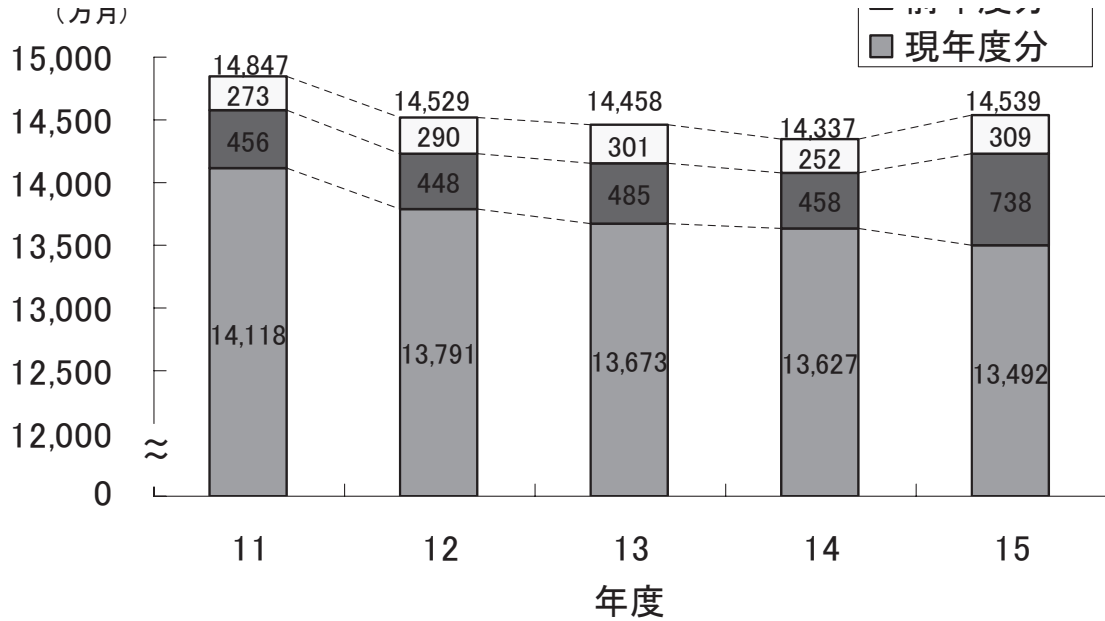
② 保険料の納付状況

平成15年度中に納付された保険料は、平成14年度の保険料収納事務の移管に伴い、現年度分及び過年度分（前年度分及び前々年度分）の保険料を国が一元的に徴収することになり、過年度分から充当する傾向が強くなった影響がみられる。すなわち、現年度分保険料は約1億3,492万月分と、前年度に比べ135万月（1.0％）の減少となっているものの、過年度分保険料は1,047万月分と、前年度に比べ337万月（47.5％）の大幅な増加となっている。この結果、平成15年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億4,539万月分となり、前年度の約1億4,337万月から202万月（1.4％）の増加となっている（第Ⅱ－18図）。

また、平成15年度の現年度分保険料の納付率については、納付月数が前年度から135万月分（1.0％）の減少となったが、納付対象月数が前年度から436万月分（2.0％）の減少となった結果、納付率は63.4％となり、前年度の62.8％から0.6ポイントの上昇となっている（第Ⅱ－31表、第Ⅱ－19図）。

なお、過年度保険料の納付率は、前年度分が3.4％、前々年度分が1.5％となり、それぞれ1.1ポイント、0.2ポイントの上昇となっている。その結果、平成15年度中の総括的な納付状況を、現年度分及び過年度分の納付率の単純合計でみると、68.3％となり、前年度の66.4％から1.9ポイントの上昇となっている（第Ⅱ－32表）。

第Ⅱ－18図 納付月数の推移（現年度分及び過年度分）

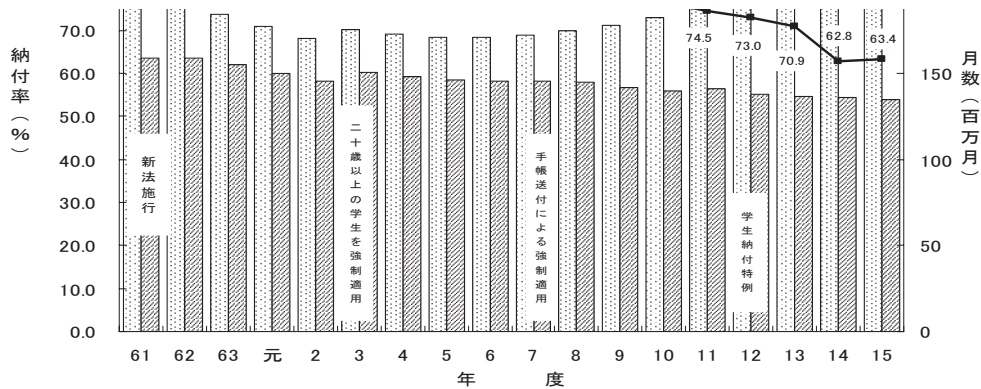


第Ⅱ－31表 納付対象月数及び納付月数の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
納付対象月数	18,961 (3.8)	18,904 (△0.3)	19,285 (2.0)	21,712 (12.6)	21,276 (△2.0)
納付月数	14,118 (0.9)	13,791 (△2.3)	13,673 (△0.9)	13,627 (△0.3)	13,492 (△1.0)

注 納付対象月数及び納付月数の括弧内数値は、前年度比（％）

第Ⅱ－19図 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移



注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

第Ⅱ－32表 平成15年度の納付状況（納付率）

	納付率
平成15年度分（現年度分）	63.4%
平成14年度分（前年度分）	3.4%
平成13年度分（前々年度分）	1.5%

③ 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成15年度の資格取得者は、全体の4分の1程度となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。第1号被保険者の資格取得者においては、離職等により、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が多くなっている。これらの資格取得者のうち、特に第2号被保険者からの移行者と20歳到達者の納付率は、それぞれ57.4%、44.8%と、全体の納付率63.4%に

比べて低くなっているものの、前年度に比べてそれぞれ4.8ポイント、2.3ポイント改善している（第Ⅱ－33表）。

④ 年齢階級別の状況

第1号被保険者の年齢構成をみると、若年層（20、30歳台）の占める割合が上昇傾向となっている（第Ⅱ－20図、第Ⅱ－34表）。

年齢階級別に保険料の納付状況を見ると、若年層

第Ⅱ－33表 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

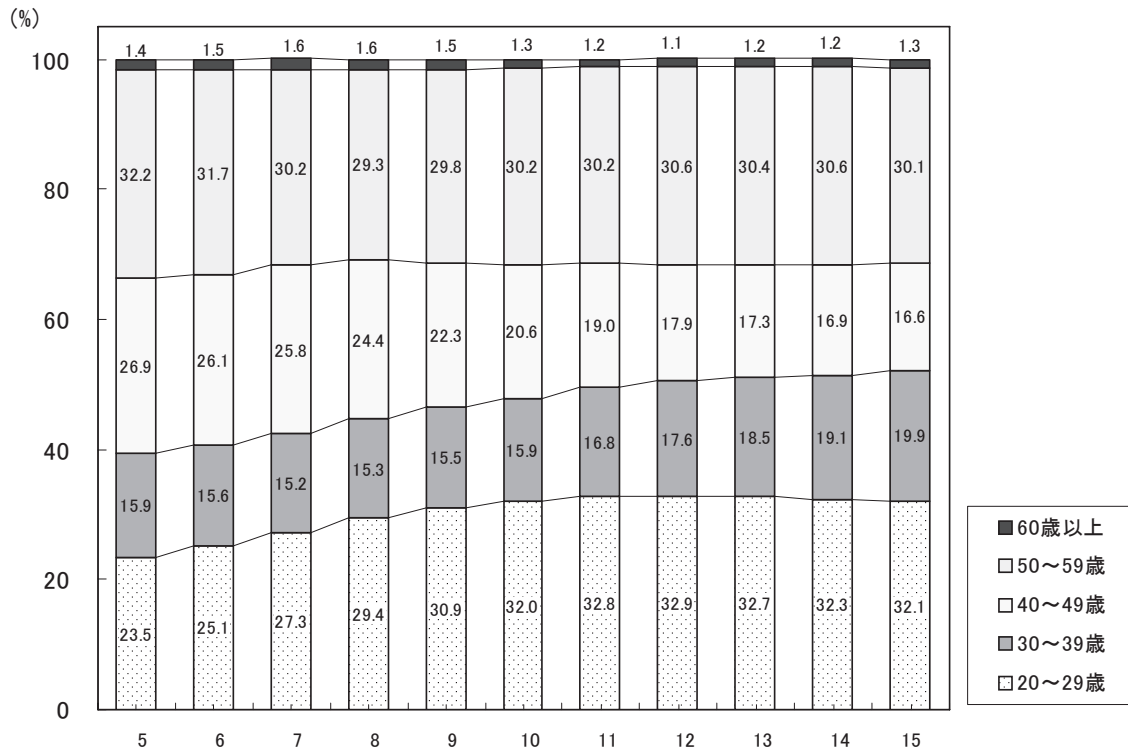
（単位：千人）

年度	被保険者数 （年度末）	資格取得者数	割合 （%）	（再掲）			
				第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳 到達者	うち手帳 送付者
平成11年度	21,175	6,816	32.2	4,146	925	1,327	547
平成12年度	21,537	6,623	30.8	3,951	947	1,344	477
平成13年度	22,074	6,726	30.5	4,070	1,014	1,295	464
平成14年度	22,368	5,865	26.2	3,414	951	1,267	663
平成15年度	22,400	5,670	25.3	3,231	898	1,318	671
平成14年度納付率（%）	62.8			52.6	78.9	42.5	27.4
平成15年度納付率（%）	63.4			57.4	78.6	44.8	28.0
納付率の差	+0.6			+4.8	△0.3	+2.3	+0.6

注1 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

注2 納付率は、資格取得者のうち前年度に第1号被保険者期間をもたない者に係る数字である。

第Ⅱ－20図 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注 第1号被保険者に任意加入者を含んだ割合となっている。

第Ⅱ－34表 年齢階級別第1号被保険者数の推移

（単位：万人）

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第1号被保険者 （任意含む）	1,861	1,876	1,910	1,936	1,958	2,043	2,118	2,154	2,207	2,237	2,240
20～29歳	437	471	522	569	605	654	695	709	722	722	719
30～39歳	296	293	290	296	304	325	356	379	408	427	446
40～49歳	501	490	493	472	437	421	402	386	382	378	372
50～59歳	599	595	577	567	584	617	639	659	671	684	674
60歳以上	26	28	31	31	29	27	25	24	27	27	29
平均年齢（歳）	42.1	41.8	41.3	40.7	40.4	40.0	39.8	39.7	39.6	39.7	39.5

第Ⅱ－35表 年齢階級別の納付率

	平成14年度	平成15年度	対前年比
20～24歳	47.4	48.6	1.3
25～29歳	49.4	50.2	0.8
30～34歳	52.9	54.1	1.2
35～39歳	56.9	57.2	0.3
40～44歳	65.1	65.0	△0.1
45～49歳	68.4	69.0	0.5
50～54歳	72.2	72.6	0.3
55～59歳	79.4	79.8	0.4
総数	62.8	63.4	0.6

は納付率が低調であり、高年層になるにしたがって納付率は高くなっている。前年度の納付率と比べると、40～44歳で0.1ポイント低下しているほかは全年齢階級で改善しており、とりわけ若年層と50歳台後半の層の改善幅が大きくなっている(第Ⅱ－35表)。

⑤ 申請免除に関する状況

平成15年度の申請免除者数は、免除認定の手続きの変更や免除申請の励行等から、前年度に比べ、全額免除者が21万人、半額免除者が3万人増加している。

平成14年度の納付率低下の大きな要因となった「前年度の申請全額免除者で、現年度は納付対象となった者」の状況については、平成14年度の納付対象月数は約1,600万月であったが、15年度は約200万月となり、大幅な減少となっている。また、これら

の者の平成15年度の納付率は29.5%となっており、14年度の14.5%から大幅に改善している(第Ⅱ－36表)。

一方、平成15年度に申請半額免除月を1月でも有する者は約69万人であり、申請半額免除に係る納付率は39.2%と低調であるものの、前年度に比べると2.8ポイントの改善となっている。

また、平成14年度の申請全額免除者から15年度に半額免除となった者は約7万人であり、これらの者の納付率は42.6%と、申請全額免除者から納付対象者となった者全体の納付率(平成14年度14.5%、15年度29.5%)よりは高くなっている。しかしながら、「前年度未納の者で本年度申請半額免除になった者」は約33万人となっており、納付率は11.9%と極めて低くなっている(第Ⅱ－37表)。

第Ⅱ－36表 申請免除者に係る状況

	前年度申請全額免除者の本年度納付対象月数(百万月)	前年度申請全額免除者の本年度納付率(%)	年度末の申請全額免除者の人数		年度末の申請半額免除者の人数(万人)
			(万人)	うち特例免除者数(万人)	
平成13年度	5	22.4	277	120	—
平成14年度	16	14.5	144	14	34
平成15年度	2	29.5	165	21	38

第Ⅱ-37表 前年度の状態別 平成15年度に申請半額免除月を有する者の納付率

(平成14年度の状態)	人数 (千人) (注)	平成15年度申請半額免除の納付状況			(参考) 平成14年度 申請半額免除 の納付状況
		納付対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	
総数	690	449	176	39.2	36.4
平成14年度に納付対象者	550	351	132	37.7	42.2
平成14年度に現年度分保険料を全て納付している	122	85	76	89.2	68.9
平成14年度に現年度分保険料を一部納付している	100	68	33	48.8	33.2
平成14年度に現年度分保険料を全く納付していない	328	199	24	11.9	14.2
平成14年度に免除等の理由により納付対象者ではなかった者	76	62	27	43.1	32.2
うち 平成14年度末に申請(全額)免除者	69	57	24	42.6	31.7
平成14年度には第1号被保険者ではなかった者	64	36	17	47.8	43.7

注1 ここでのいう人数とは、平成15年度中に1月以上申請半額免除期間を有する者の数であり、年度末申請半額免除者数(38万人)に、年度中に喪失した申請半額免除者数を足した人数である。

注2 参考欄は、平成13年度の状態別に見た平成14年度の納付状況である。

⑥ 納付率の変化要因

平成14年度から15年度の納付率が変化(0.6ポイント上昇)した要因について、各属性の被保険者が納付率の変化に与えた影響をみると、次のとおりとなっている(第Ⅱ-21図、第Ⅱ-38表)。

【納付率を上昇させる方向に影響した要因】

- 「平成14年度に納付対象者であったが、免除等の理由により、15年度に納付対象でなくなった者」による影響(+1.0ポイント)
- 「この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者」

第Ⅱ-38表 納付率変化の属性別影響度(平成14年度→平成15年度)

	率換算 (%)	影響度 (%)
総数	0.6	100.0
前年度のみ納付対象月がある者(資格喪失者等)	0.9	131.9
(再掲) 資格喪失により納付対象者でなくなった者	△ 0.2	△ 24.7
(再掲) 免除等の理由により、納付対象者ではなくなった者	1.0	156.6
両年度とも納付対象月がある者	0.8	118.0
(再掲) この2年間引き続き納付対象となっている者	△ 0.0	△ 6.4
(再掲) この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等	0.7	102.5
前年度免除者、学生納付特例者のうち現年度に納付対象となった者	△ 0.5	△ 83.8
(再掲) 前年度末に申請(全額)免除者	△ 0.4	△ 55.4
新規資格取得者	△ 0.4	△ 61.3
(再掲) 第2号から第1号被保険者となった者	△ 0.3	△ 47.1
(再掲) 20歳到達(手帳送付により適用)	△ 0.4	△ 65.8
その他	△ 0.0	△ 4.9

注1 影響度は、各属性の被保険者の動向が、納付率を下げる方向に影響した場合は正の値、上げる方向に影響した場合は負の値となるため、正のものだけを足し合わせた場合に100%を越えることがある。

注2 端数処理の関係上、各要因の影響度(率換算)の合計は「総数」に一致しない。

第Ⅱ-21図 被保険者属性別の現年度納付率の変化

		平成14年度の状況	平成15年度の状況
平成14年度の納付対象月がある者	喪失者等	64.8% (納付対象月 約1700万円)	平成14年度は納付対象者であったが、資格喪失したため、平成15年度は納付対象者ではなくなった者
	小計 (54.4%)	18.2% (納付対象月 約500万円)	
両年度とも納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層)	65.6% (納付対象月 約1億5,300万円)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層)
	この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等	56.6% (納付対象月 約4,000万円)	この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等
	この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等	60.6% (納付対象月 約3,500万円)	この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等
平成15年度のみ納付対象月がある者	平成14年度免除者、学生納付特例者のうち 平成15年度に納付対象者となった者		平成14年度末の申請 (全額) 免除者 29.5% (納付対象月 約200万円) うち、申請半額免除者 42.6%
			小計 (39.8%) その他 (学生納付特例等) 48.5% (納付対象月 約300万円)
			新規資格取得者 第2号から第1号被保険者となった者 57.4% (納付対象月 約1,200万円) 20歳到達 (手帳送付により適用) 28.0% (納付対象月 約300万円)
			小計 (58.4%) 上記以外の新規資格取得者 (第3号から第1号被保険者となった者等) 77.4% (納付対象月 約500万円)

(注) は納付対象者を示す。

等」の納付率が上昇したことによる影響 (+0.7ポイント)

【納付率を低下させる方向に影響した要因】

- 「平成14年度の免除者、学生納付特例者のうち、15年度に納付対象となった者」の納付率が低いことによる影響 (△0.5ポイント)
- 「平成15年度に新規資格取得した者」の納付率が低いことによる影響 (△0.4ポイント)
- 「平成14年度に納付対象者であったが、資格喪失により15年度に納付対象者でなくなった者」によ

る影響 (△0.2ポイント)

⑦ 地域別の状況

平成15年度における都道府県別の納付状況をみると、現年度分と過年度分を合わせた納付月数は、14年度と比べ33都道府県で増加し、14県で減少している。現年度分保険料の納付率をみると、33都道府県で上昇し、14県で低下している。過年度分保険料の納付率は、東京、神奈川、京都、大阪などの大都市圏で比較的高くなっている (第Ⅱ-39表)。

第Ⅱ-39表 都道府県別の納付状況

	平成15年度													
	現年度保険料		現年度保険料		現年度納付率		過年度保険料		過年度分納付率		納付月数		(①+②)	
	納付対象月数 (千月)	対前年度比 (%)	納付月数 (千月)	対前年度比 (%)	(①) (%)	対前年度比 (ポイント)	納付月数 (千月)	対前年度比 (%)	(②) (%)	対前年度比 (ポイント)	総計 (千月)	対前年度比 (%)	(%)	対前年度比 (ポイント)
北海道	8,025	△ 4.6	5,224	△ 0.8	65.1	2.5	425	42.5	5.1	1.2	5,649	1.5	70.2	3.7
青森県	2,753	△ 6.5	1,674	△ 1.8	60.8	2.9	114	47.5	4.1	0.8	1,788	0.4	64.9	3.7
岩手県	2,251	△ 2.5	1,564	△ 2.3	69.5	0.1	96	67.8	4.3	1.4	1,659	0.1	73.8	1.4
宮城県	3,977	△ 4.4	2,580	△ 2.0	64.9	1.6	173	49.9	4.3	1.1	2,753	0.2	69.2	2.6
秋田県	1,801	△ 3.1	1,327	△ 2.0	73.7	0.8	62	68.2	3.4	1.1	1,389	△ 0.1	77.1	1.9
山形県	1,952	△ 0.4	1,429	△ 2.3	73.2	△ 1.4	66	65.4	3.4	1.1	1,495	△ 0.5	76.6	△ 0.3
福島県	3,323	△ 3.6	2,102	△ 2.5	63.3	0.7	145	66.2	4.3	1.4	2,248	0.2	67.6	2.1
茨城県	5,824	△ 1.2	3,584	△ 1.3	61.5	△ 0.0	246	65.6	4.3	1.4	3,831	1.4	65.8	1.4
栃木県	3,764	△ 1.6	2,302	△ 1.5	61.2	0.1	173	55.6	4.6	1.3	2,475	1.1	65.8	1.4
群馬県	3,730	△ 2.2	2,506	△ 1.5	67.2	0.5	163	66.4	4.3	1.5	2,669	1.0	71.5	2.0
埼玉県	12,643	△ 1.2	7,855	0.1	62.1	0.8	689	54.7	5.4	1.7	8,543	3.0	67.5	2.5
千葉県	11,091	△ 0.2	6,854	△ 0.8	61.8	△ 0.4	551	41.5	5.0	1.2	7,405	1.4	66.8	0.8
東京都	25,028	△ 0.2	14,554	1.2	58.2	0.8	1,566	36.4	6.3	1.5	16,120	3.8	64.5	2.3
神奈川県	14,465	0.0	9,092	0.6	62.9	0.4	838	37.9	5.8	1.4	9,930	3.0	68.7	1.8
新潟県	3,573	△ 1.4	2,703	△ 1.5	75.7	△ 0.1	134	68.6	3.8	1.3	2,837	0.4	79.4	1.2
富山県	1,568	△ 1.6	1,139	△ 2.6	72.7	△ 0.7	75	37.9	4.7	1.1	1,214	△ 0.8	77.4	0.4
石川県	1,868	△ 2.6	1,336	△ 2.4	71.5	0.2	74	40.0	3.9	1.0	1,410	△ 0.8	75.4	1.1
福井県	1,187	0.1	870	△ 1.3	73.3	△ 1.0	56	51.2	4.7	1.4	926	0.8	78.1	0.3
福山県	1,634	△ 1.7	1,062	△ 2.4	65.0	△ 0.4	65	56.0	4.0	1.2	1,127	△ 0.2	68.9	0.8
長野県	3,415	△ 1.1	2,522	△ 1.2	73.8	△ 0.1	134	53.4	4.0	1.1	2,656	0.6	77.8	1.0
岐阜県	3,589	△ 2.1	2,617	△ 2.0	72.9	0.1	135	59.9	3.8	1.2	2,752	△ 0.1	76.7	1.2
静岡県	6,283	△ 2.0	4,356	△ 1.2	69.3	0.6	240	64.6	3.8	1.2	4,595	0.9	73.2	1.8
愛知県	11,988	△ 0.7	7,900	△ 0.7	65.9	0.0	511	42.9	4.3	1.1	8,411	1.2	70.2	1.1
三重県	3,043	△ 0.9	2,144	△ 0.9	70.5	0.0	127	59.7	4.2	1.4	2,272	1.3	74.7	1.5
滋賀県	2,065	△ 1.9	1,445	△ 1.6	70.0	0.2	81	72.7	3.9	1.4	1,526	0.7	73.9	1.6
京都府	4,325	△ 1.1	2,690	△ 0.4	62.2	0.4	262	57.2	6.0	1.9	2,952	3.0	68.2	2.4
大阪府	15,203	△ 3.0	8,224	△ 1.6	54.1	0.8	856	42.4	5.5	1.5	9,081	1.4	59.6	2.3
兵庫県	8,713	△ 2.5	5,318	△ 0.9	61.0	1.0	435	56.2	4.9	1.6	5,754	2.0	66.0	2.6
奈良県	2,390	△ 2.9	1,531	△ 1.8	64.1	0.7	121	34.7	5.0	1.1	1,652	0.2	69.0	1.8
和歌山県	1,914	△ 4.1	1,286	△ 2.5	67.2	1.1	68	20.4	3.4	0.4	1,353	△ 1.5	70.6	1.5
鳥取県	821	△ 1.4	576	△ 1.7	70.1	△ 0.2	34	43.9	4.2	0.9	610	0.1	74.4	0.7
島根県	910	△ 1.6	693	△ 1.9	76.1	△ 0.2	41	68.6	4.5	1.6	734	0.5	80.7	1.4
岡山県	2,600	△ 3.3	1,725	△ 2.4	66.3	0.6	124	46.1	4.7	1.3	1,849	△ 0.2	71.0	1.9
広島県	4,285	△ 1.7	2,840	△ 0.6	66.3	0.7	203	38.9	4.7	1.1	3,044	1.3	71.0	1.8
山口県	2,080	△ 2.0	1,408	△ 2.5	67.7	△ 0.3	79	52.4	3.8	1.0	1,487	△ 0.6	71.5	0.7
徳島県	1,171	△ 2.7	777	△ 1.9	66.4	0.6	55	27.4	4.6	0.8	832	△ 0.4	70.9	1.4
香川県	1,402	△ 2.9	1,018	△ 2.0	72.6	0.6	58	32.1	4.0	0.7	1,076	△ 0.6	76.7	1.4
愛媛県	2,171	△ 2.1	1,575	△ 2.2	72.6	△ 0.1	82	31.6	3.7	0.8	1,657	△ 1.0	76.2	0.7
高知県	1,170	△ 3.8	794	△ 1.1	67.9	1.9	60	65.9	4.9	1.9	855	1.8	72.9	3.7
福岡県	7,509	△ 3.7	4,547	△ 1.8	60.6	1.2	362	47.5	4.7	1.2	4,910	0.7	65.3	2.4
佐賀県	1,390	△ 1.9	920	△ 2.2	66.2	△ 0.2	57	61.2	4.1	1.3	977	0.1	70.3	1.1
長崎県	2,436	△ 3.5	1,482	△ 2.4	60.8	0.7	92	63.7	3.7	1.1	1,573	△ 0.0	64.6	1.9
熊本県	3,140	△ 3.2	2,076	△ 1.9	66.1	0.9	146	81.9	4.6	1.8	2,222	1.2	70.7	2.7
大分県	1,623	△ 2.0	1,031	△ 2.8	63.5	△ 0.5	81	56.6	5.0	1.5	1,112	△ 0.0	68.5	0.9
宮崎県	1,932	△ 3.0	1,158	△ 2.5	59.9	0.3	81	71.9	4.2	1.3	1,238	0.3	64.1	1.6
鹿児島県	2,403	△ 4.9	1,504	△ 2.5	62.6	1.5	111	68.5	4.5	1.5	1,616	0.4	67.1	3.0
沖縄県	2,338	△ 12.9	1,009	△ 2.8	43.2	4.5	117	42.0	4.6	0.7	1,126	0.5	47.7	5.2
全国	212,763	△ 2.0	134,923	△ 1.0	63.4	0.6	10,466	47.4	4.9	1.3	145,389	1.4	68.3	1.9

また、市区町村の規模別に納付状況を見ると、納付率は町村部が高く、政令指定都市等で低い傾向が見られる。前年度からの納付率の変化をみると、町

村部ではほぼ横ばいとなっているほかは、政令指定都市で1.3ポイント、特別区部及びその他の支部で0.8ポイントの上昇となっている(第Ⅱ-40表)。

第Ⅱ-40表 政令市・その他の市・町村別の納付状況

	平成14年度			平成15年度			平成14年度から15年度の変化			(参考)平成13年度から14年度の変化		
	納付対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数の 変化率(%)	納付月数の 変化率(%)	納付率の 差(ポイント)	対象月数の 変化率(%)	納付月数の 変化率(%)	納付率の 差(ポイント)
政令指定都市	3,487	1,994	57.2	3,415	1,996	58.5	△ 2.1	0.1	1.3	10.6	0.6	△ 5.6
東京23区	1,759	990	56.3	1,759	1,004	57.1	△ 0.0	1.4	0.8			
その他の市	11,986	7,465	62.3	11,730	7,396	63.1	△ 2.1	△ 0.9	0.8	13.5	0.2	△ 8.3
町村	4,480	3,178	70.9	4,373	3,096	70.8	△ 2.4	△ 2.6	△ 0.1	12.4	△ 2.3	△ 10.7
全国合計	21,712	13,627	62.8	21,276	13,492	63.4	△ 2.0	△ 1.0	0.6	12.6	△ 0.3	△ 8.1

(2) 受給(権)者数

新法の国民年金の給付は、全国民に共通の基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金)と第1号被保険者の独自給付である付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金及び脱退一時金となっている。なお、旧法の福祉年金は、昭和61年4月に障害福祉年金が障害基礎年金に、母子福祉年金及び準母子福祉年金が遺族基礎年金に裁定替えされ、老齢福祉年金のみが引き続き支給されている。

① 受給者数

平成15年度末現在における国民年金(老齢福祉年金を含まない。)の受給者数は2,211万人で、旧法拋出制年金の受給者が525万人(23.7%)、基礎年金受給者が1,687万人(76.3%)となっている。前年度末と比べると、受給者全体では89万人(4.2%)の増加、旧法・新法別にみると、旧法拋出制年金が33万人(6.0%)の減少であるのに対し、基礎年金が122万人(7.8%)の増加となっている。

受給者の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が1,889万人(受給者の85.4%)、通算老齢年金(旧法)が162万人(同7.3%)、障害年金が146万人(同6.6%)、遺族年金が14万人(同0.6%)となっている(第Ⅱ-41表)。前年度末と比較すると、老齢年金が93万人(5.2%)、障害年金が3万人(2.0%)の増加となっているが、通算老齢年金(旧法)が7万人(4.2%)、

遺族年金が2千人(1.3%)の減少となっている(第Ⅱ-42表、第Ⅱ-22図)。

(旧法拋出制)

平成15年度末における旧法拋出制の受給者は525万人で、この内訳は、老齢年金が347万人(66.2%)、通算老齢年金が162万人(30.9%)、障害年金が13万人(2.4%)、遺族年金(母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計)が3万人(0.5%)となっている。

平成15年度末における老齢年金受給者のうち、5年年金(国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金)の受給者は14万人(老齢年金受給者の4.0%)となっている。また、5年年金以外の一般年金の受給者は333万人(同96.0%)となっている。

(基礎年金)

平成15年度末現在における基礎年金の受給者は1,687万人で、この内訳は老齢基礎年金が1,542万人(91.4%)、障害基礎年金が133万人(7.9%)、遺族基礎年金が12万人(0.7%)となっている。平成3年度からは65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生しているため、老齢基礎年金受給者数にはこれらの者を含んでいる。

平成15年度末現在における基礎年金の受給者を前年度末と比べてみると、老齢基礎年金が119万人

第Ⅱ-41表 国民年金 受給者数(平成15年度末現在)

	旧法拋出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	3,472	66.2	15,418	91.4	18,890	85.4	9,116	75.3
5 年 年 金 以 外	3,335	63.6	15,418	91.4	18,753	84.8	8,978	74.2
繰 上 げ 分	2,224	42.4	2,929	17.4	5,153	23.3	4,606	38.0
本 来 分	1,104	21.0	12,371	73.4	13,476	60.9	4,304	35.5
繰 下 げ 分	6	0.1	117	0.7	124	0.6	69	0.6
5 年 年 金	137	2.6	・	・	137	0.6	137	1.1
通 算 老 齢 年 金	1,620	30.9	・	・	1,620	7.3	1,620	13.4
障 害 年 金	128	2.4	1,331	7.9	1,460	6.6	1,309	10.8
遺 族 年 金	26	0.5	116	0.7	142	0.6	62	0.5
合 計	5,246	100.0	16,865	100.0	22,111	100.0	12,107	100.0

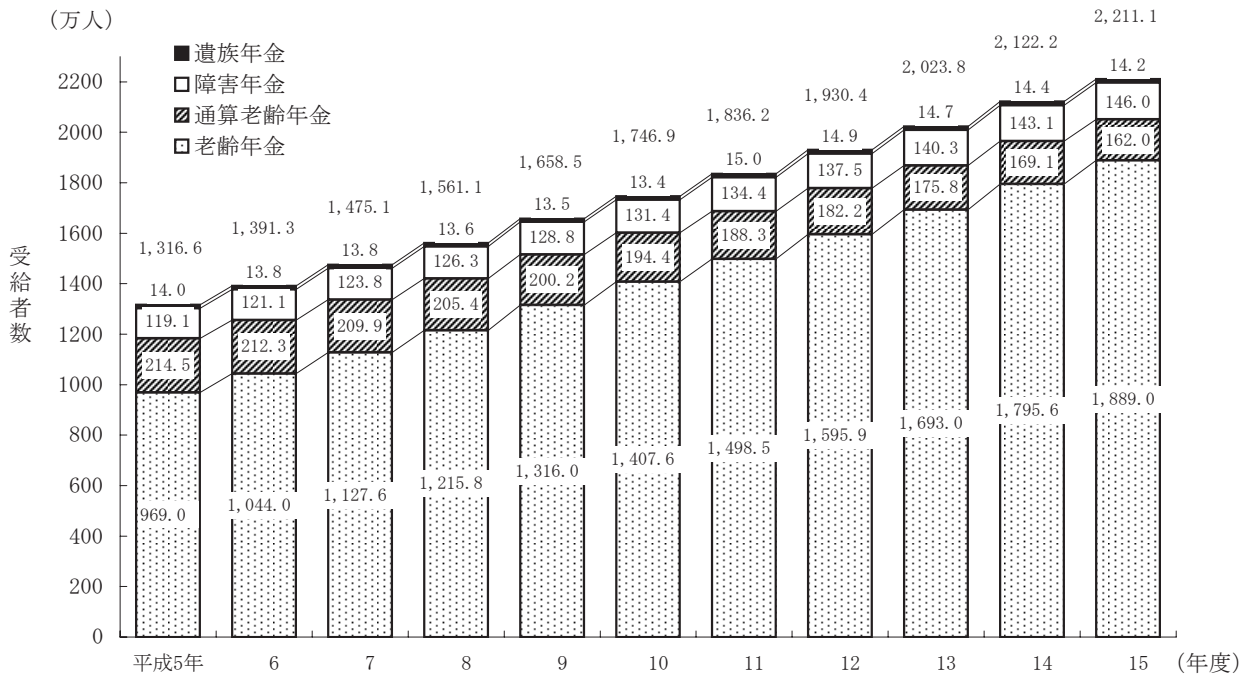
注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給者をいう。

第Ⅱ-42表 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	合計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成5年	13,166	4,751	9,690	3,692	2,145	1,191	965	140	93
6	13,913	5,776	10,440	4,682	2,123	1,211	998	138	96
7	14,751	6,898	11,276	5,763	2,099	1,238	1,036	138	99
8	15,611	8,067	12,158	6,896	2,054	1,263	1,071	136	100
9	16,585	9,357	13,160	8,149	2,002	1,288	1,107	135	101
10	17,469	10,576	14,076	9,331	1,944	1,314	1,143	134	103
11	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150	120
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116

第Ⅱ-22図 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）



(8.3%)、障害基礎年金が4万人(2.8%)の増加、遺族基礎年金が1千人(1.2%)の減少となっている。

② 老齢年金の繰上げ受給の状況

国民年金の老齢年金は65歳からの受給が原則であるが、本人の希望により60～64歳に繰り上げて受給することができる。繰上げ受給率は、老齢年金の受給権者（旧法拋出制の老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。なお、繰上げ受給のない5年年金を除き、新法については、平成3年度以降は老齢厚生年金(旧共済組合を除く)を併給していない「基礎のみ受給権者」に限定。以下本節で同じ。)に対して算出し

ている。これは、平成3年度以降、かつて厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達し、新たに1階部分の老齢基礎年金を併給することとなったため、それ以前の国民年金に係る統計との時系列比較を行うためのものである。

平成15年度に新規裁定された老齢年金受給権者(累計で36万人)のうち、繰上げ受給している者は12万人で、繰上げ受給率は31.5%となっている。平成15年度末現在の老齢年金受給権者全体(904万人)のうち、繰上げ受給している者は463万人で、繰上げ受給率は51.2%となっている。

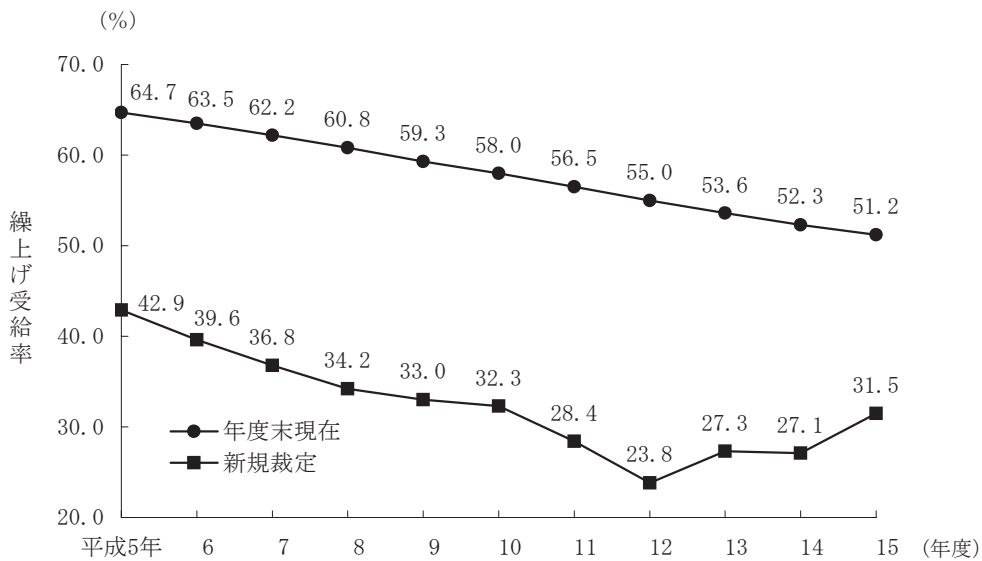
第Ⅱ-23図は老齢年金の繰上げ受給率の年次推移をみたものである。新規裁定者の繰上げ受給率は近年低下してきていたが、平成13年度から従来の繰上げ支給の仕組みが見直されたことに伴い、平成13年度の繰上げ受給率は上昇している。

第Ⅱ-24図は平成15年度の新規裁定者のうち、基礎のみ受給権者について年金受給開始の年齢別割合をみたものである。繰上げ受給率は31.5%（男子33.4%、女子30.9%）であり、60歳で受給を開始し

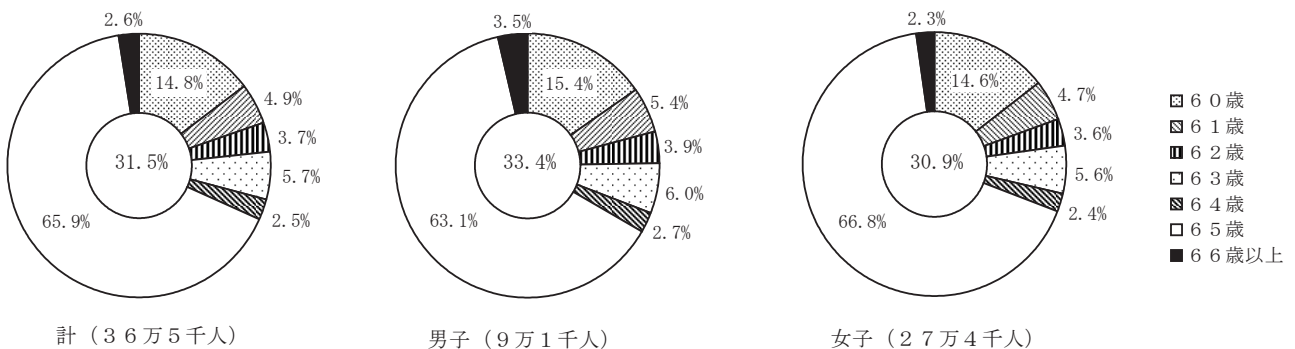
たものは14.8%（男子15.4%、女子14.6%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは65.9%（男子63.1%、女子66.8%）となっている。

第Ⅱ-25図は、平成15年度の老齢年金の新規裁定者の繰上げ受給率を都道府県別にみたものである。繰上げ受給率の高い地域は、北海道を除く関東以北の東日本であり、低い地域は、中国地方を中心とする西日本となっている。

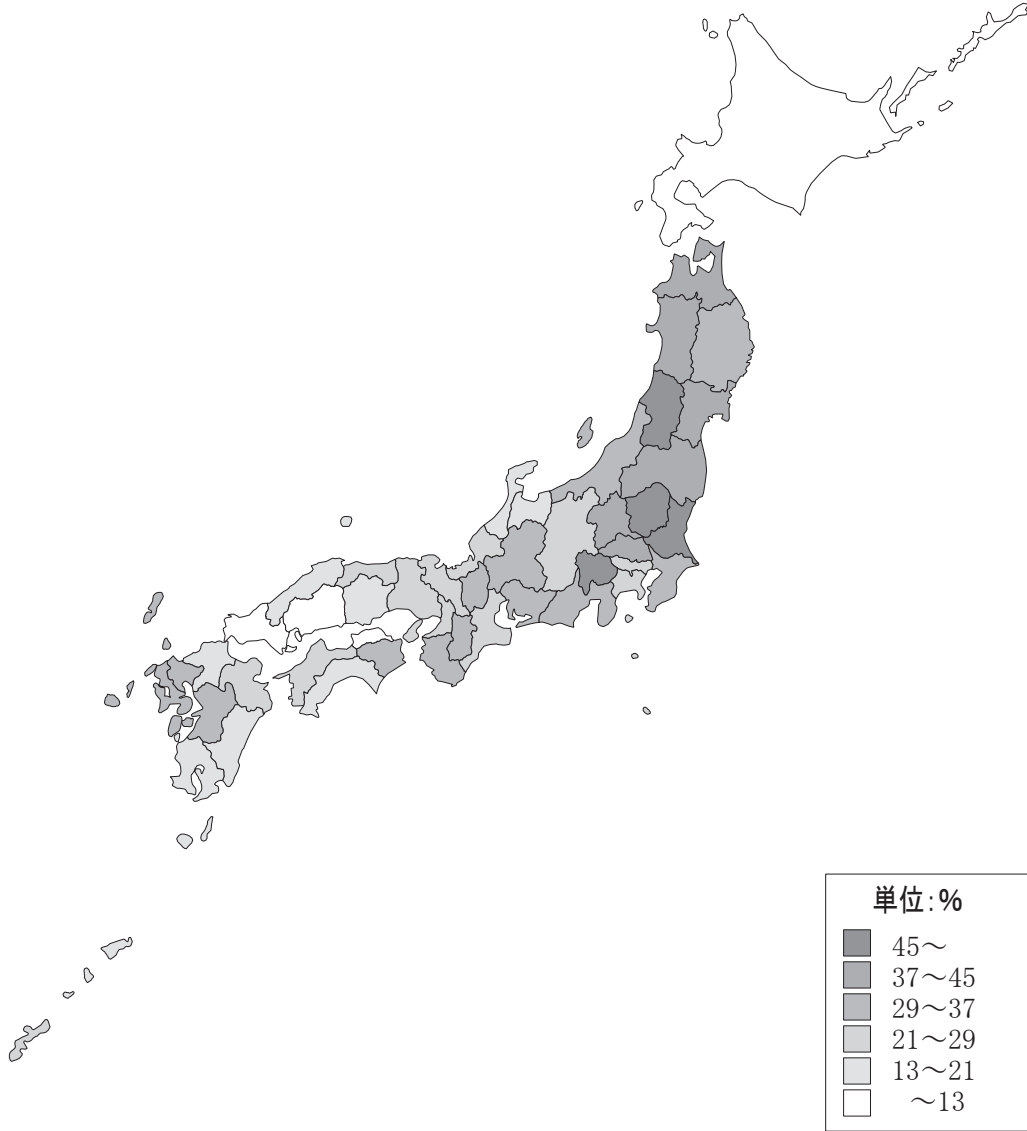
第Ⅱ-23図 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移



第Ⅱ-24図 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数 (平成15年度新規裁定)



第Ⅱ-25図 都道府県別繰上げ受給率（平成15年度新規裁定）



③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成15年度末現在の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,061万人（男子831万人、女子1,230万人）である。受給権者の年齢別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ312万人、344万人となっている（第Ⅱ-26図）。

なお、5年年金受給権者数は14万人であり、すべて90歳以上となっている。

④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成15年度末現在における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は第Ⅱ-27図のとおりである。男女とも5年以上6年未満及び10年以上

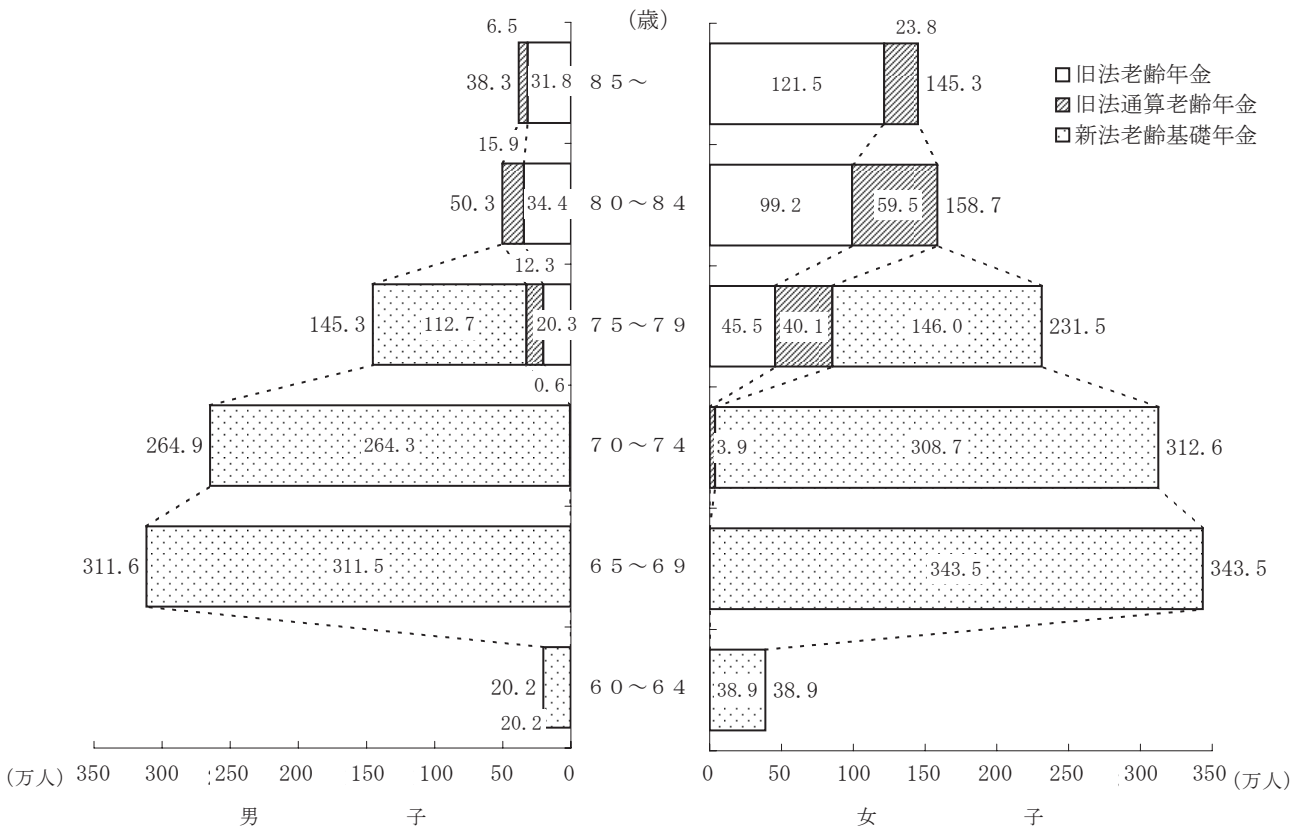
11年未満がその前後に比べて高くなっているのは、それぞれ5年年金及び10年年金の受給権者を反映したものである。

老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が28年9か月、女子が23年4か月である。

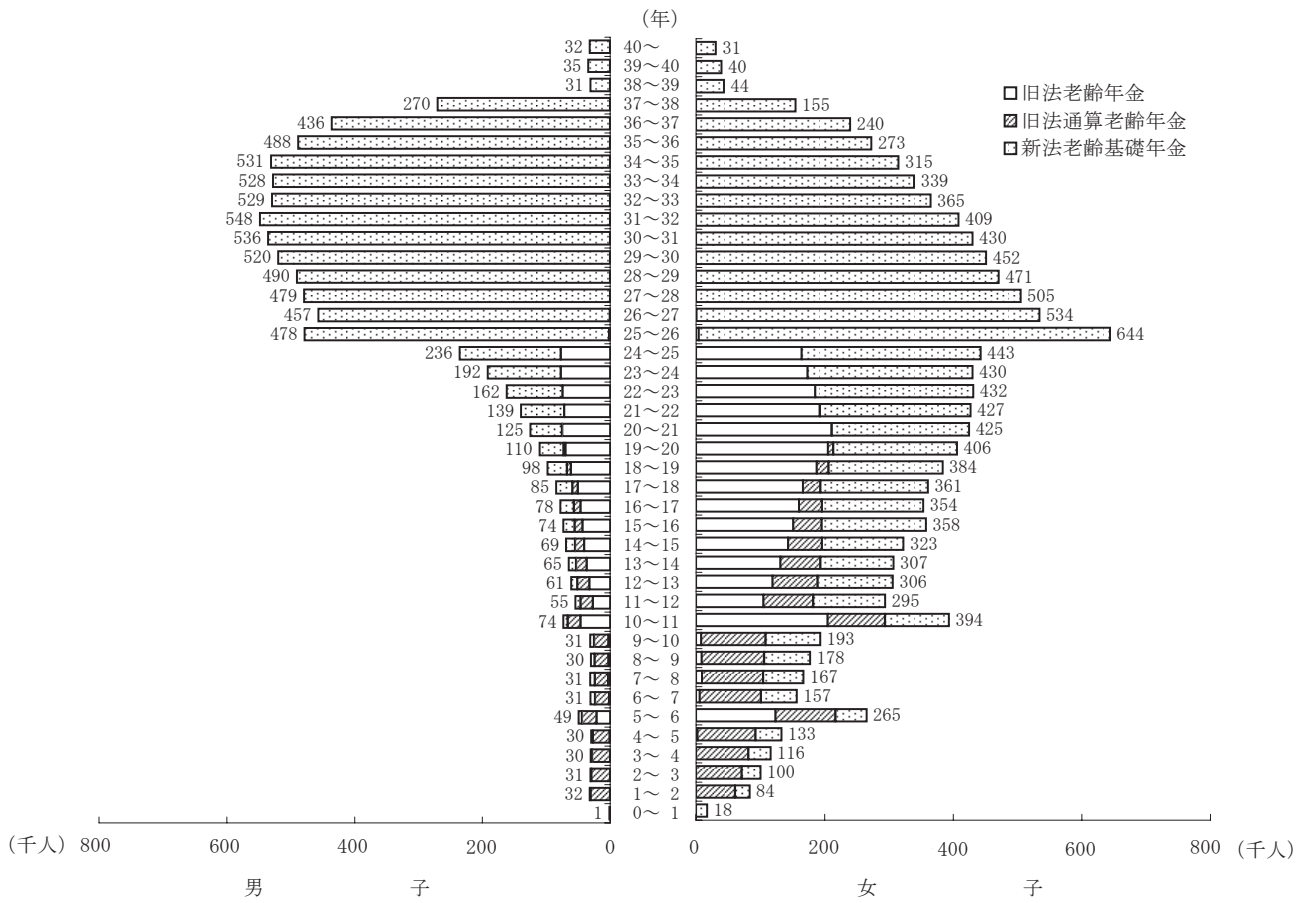
老齢給付の平成15年度新規裁定者は41万人で、その被保険者期間別分布は第Ⅱ-28図のとおりである。新規裁定者の被保険者期間別分布のピークは37年以上38年未満である。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者である。

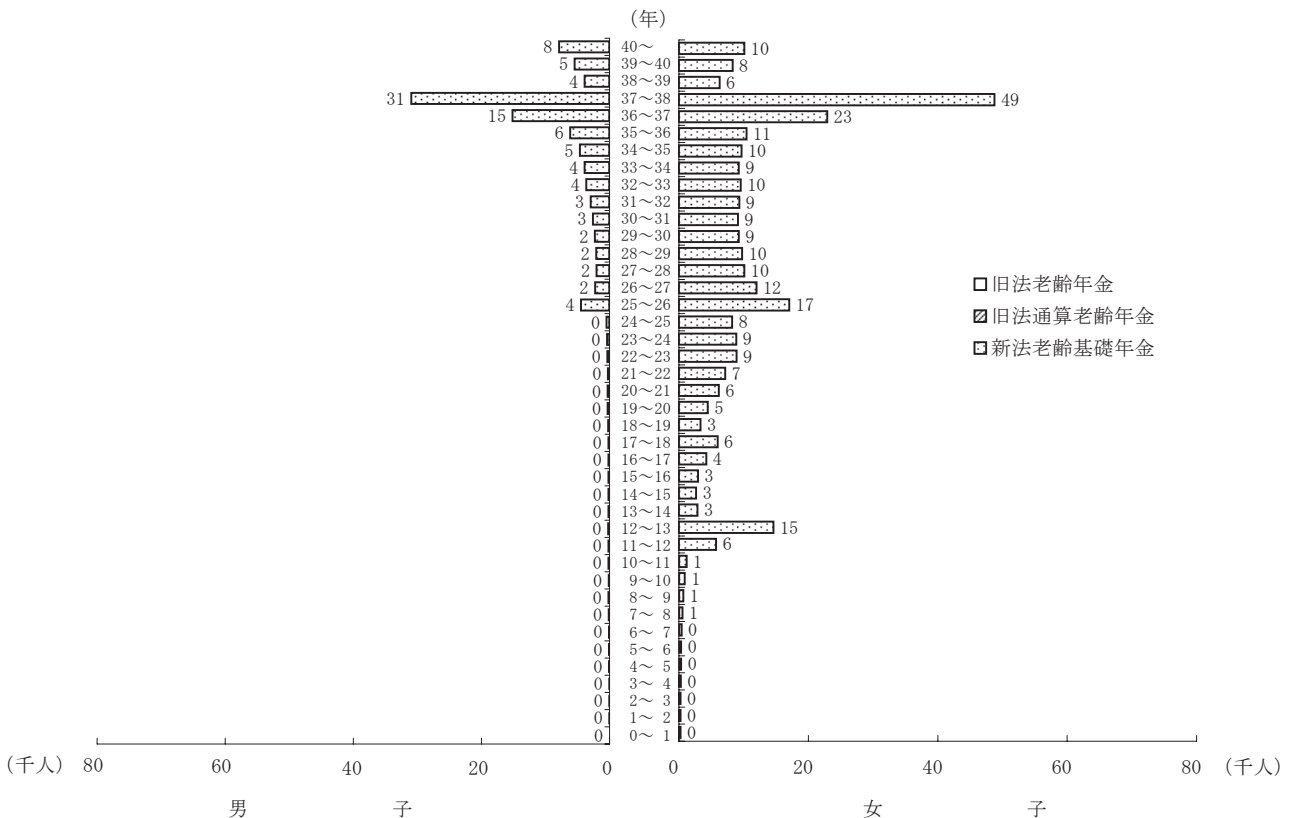
第Ⅱ-26図 国民年金 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成15年度末現在）



第Ⅱ-27図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成15年度末現在）



第Ⅱ-28図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成15年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成15年度末現在における国民年金の受給者の年金総額は13兆6,701億円で、この内訳は旧法拠出制年金が2兆1,131億円(15.5%)、基礎年金が11兆5,569億円(84.5%)となっている。前年度末と比べると、全体では5,815億円(4.4%)の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が11兆8,585億円(年金総額の86.7%)を占め、通算老齢年金が3,510億円(同2.6%)、障害年金が1兆3,205億円(同9.7%)、遺族年金が1,401億円(同1.0%)となっている(第Ⅱ-43表)。

受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が5,911億円(5.2%)の増加、通算老齢年金が169億円(4.6%)の減少、障害年金

が110億円(0.8%)の増加、遺族年金が37億円(2.6%)の減少となっている(第Ⅱ-44表、第Ⅱ-29図)。

(旧法拠出制)

平成15年度末現在における旧法拠出制の受給者の年金総額は2兆1,131億円(対前年度末1,545億円減)で、この内訳は老齢年金が1兆6,338億円(旧法拠出制の年金総額の77.3%)、通算老齢年金が3,510億円(同16.6%)、障害年金が1,155億円(同5.5%)、遺族年金が127億円(同0.6%)となっている。

(基礎年金)

平成15年度末現在における受給者の年金総額は11兆5,569億円(対前年度末7,360億円増)で、この内訳は老齢基礎年金が10兆2,246億円(基礎年金の年金総額の88.5%)、障害基礎年金が1兆2,049億円(同10.4%)、遺族基礎年金が1,274億円(同1.1%)となっている。

第Ⅱ-43表 国民年金 受給者年金総額(平成15年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	16,338	77.3	102,246	88.5	118,585	86.7	50,587	76.1
5 年 年 金 以 外	15,773	74.6	102,246	88.5	118,019	86.3	50,022	75.2
繰 上 げ 分	9,096	43.0	14,052	12.2	23,148	16.9	20,678	31.1
本 来 分	6,611	31.3	87,118	75.4	93,729	68.6	28,728	43.2
繰 下 げ 分	65	0.3	1,077	0.9	1,142	0.8	615	0.9
5 年 年 金	565	2.7	.	.	565	0.4	565	0.9
通 算 老 齢 年 金	3,510	16.6	.	.	3,510	2.6	3,510	5.3
障 害 年 金	1,155	5.5	12,049	10.4	13,205	9.7	11,872	17.9
遺 族 年 金	127	0.6	1,274	1.1	1,401	1.0	521	0.8
合 計	21,131	100.0	115,569	100.0	136,701	100.0	66,491	100.0

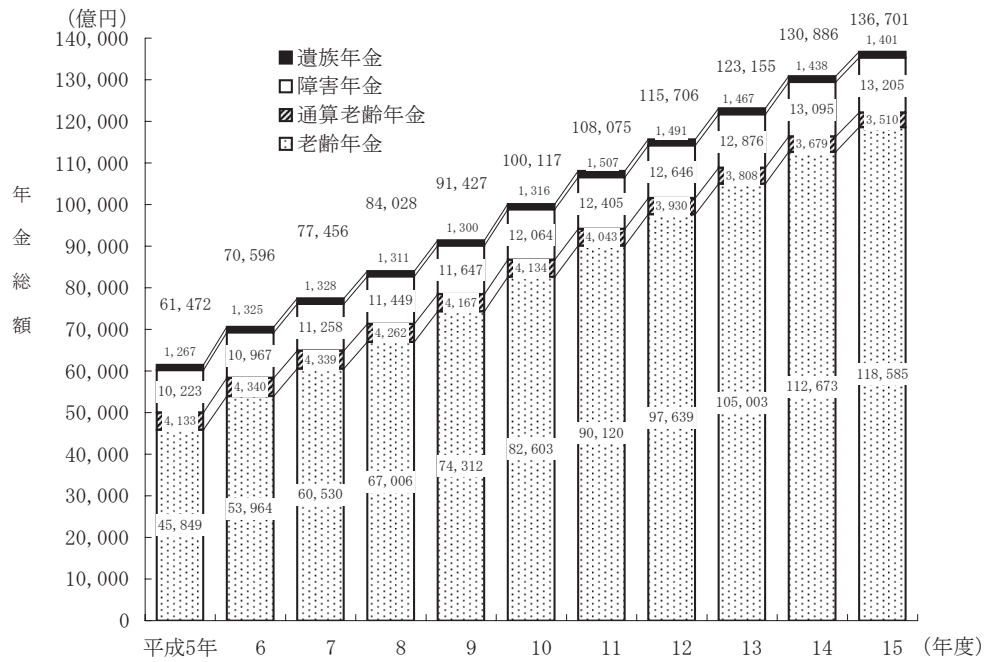
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険(旧共済を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第Ⅱ-44表 国民年金 給付の種別別受給者年金総額の推移(年度末現在)

(単位:億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成5年	61,472	29,753	45,849	20,467	4,133	10,223	8,331	1,267	955
6	70,596	38,244	53,964	28,130	4,340	10,967	9,074	1,325	1,040
7	77,456	46,091	60,530	35,559	4,339	11,258	9,455	1,328	1,077
8	84,028	53,948	67,006	43,116	4,262	11,449	9,744	1,311	1,088
9	91,427	62,640	74,312	51,506	4,167	11,647	10,033	1,300	1,100
10	100,117	72,208	82,603	60,560	4,134	12,064	10,513	1,316	1,134
11	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274

第Ⅱ-29図 国民年金 受給者年金総額の推移（年度末現在）



第Ⅱ-45表 国民年金 受給者の平均年金月額推移（年度末現在）

（単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成5年	39,430	46,193	16,056	71,541	71,926	75,447	85,216
6	43,074	50,069	17,035	75,449	75,797	79,868	90,069
7	44,733	51,418	17,228	75,758	76,052	80,462	90,638
8	45,928	52,103	17,291	75,548	75,793	80,296	90,535
9	47,058	52,674	17,348	75,335	75,535	80,218	90,523
10	48,902	54,087	17,724	76,484	76,649	81,757	92,081
11	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215

② 平均年金月額

平成15年度末現在の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万2千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万5千円、遺族年

金が8万3千円となっている（第Ⅱ-45表）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げ分が3万7千円、本来分が5万8千円、繰下げ分が7万7千円となっている（第Ⅱ-46表）。

第Ⅱ-46表 国民年金 受給者の平均年金月額（平成15年度末現在）（単位：円）

	旧法拠出制年金	基礎年金	合計	(再)基礎のみ・旧国年
老 齢 年 金	39,215	55,264	52,314	46,246
5 年 年 金 以 外	39,416	55,264	52,446	46,428
繰 上 げ 分	34,081	39,978	37,433	37,413
本 来 分	49,897	58,682	57,962	55,628
繰 下 げ 分	85,370	76,495	76,953	74,402
5 年 年 金	34,342	・	34,342	34,342
通 算 老 齢 年 金	18,058	・	18,058	18,058
障 害 年 金	75,002	75,422	75,385	75,573
遺 族 年 金	41,620	91,215	82,297	69,862
合 計	33,569	57,104	51,520	45,767

注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

(4) 収支状況

平成15年度決算における国民年金特別会計国民年金勘定の収支状況は、収入総額は5兆7,677億円、支出総額は5兆8,177億円で、収支差△500億円を積立金から補足することとした。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

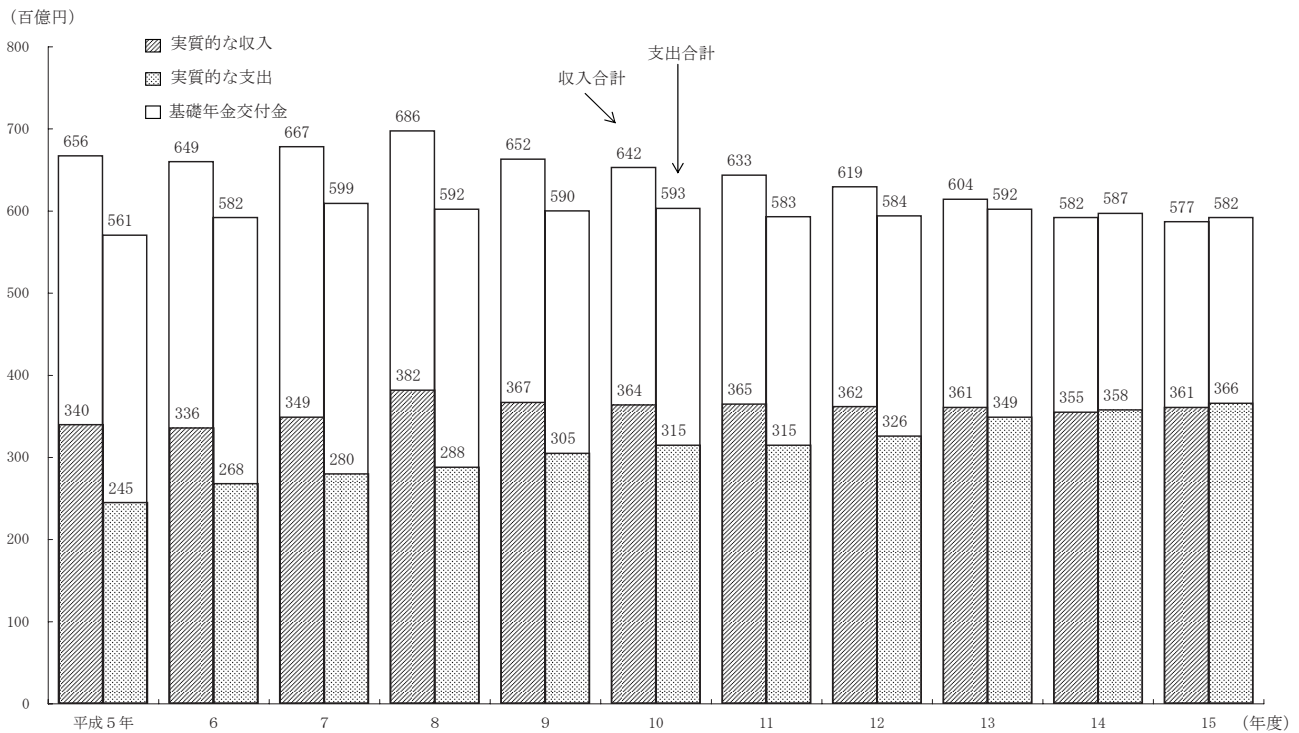
平成15年度末現在の積立金は業務勘定からの繰入額3億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約9.9兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平

成15年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。また、平均利回りについては、平成15年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、2.34%であり、平成15年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、4.78%である。

収入のうち、保険料収入は1兆9,627億円、一般会計からの受入は1兆4,963億円であり、支出のうち国民年金給付費は2兆2,293億円である。また、国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は3兆4,853億円であり、基礎年金勘定からの交付金は2兆1,534億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆6,142億円、実質的な支出総額が3兆6,639億円となっている（第Ⅱ-30図）。

第Ⅱ-30図 国民年金勘定収支状況の推移（年度末現在）



(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

昭和60年の改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度に発展し、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金に上乗せ」の制度として位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用については、国民年金の被保険者全体で公平に負担していくとの見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和60年改正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

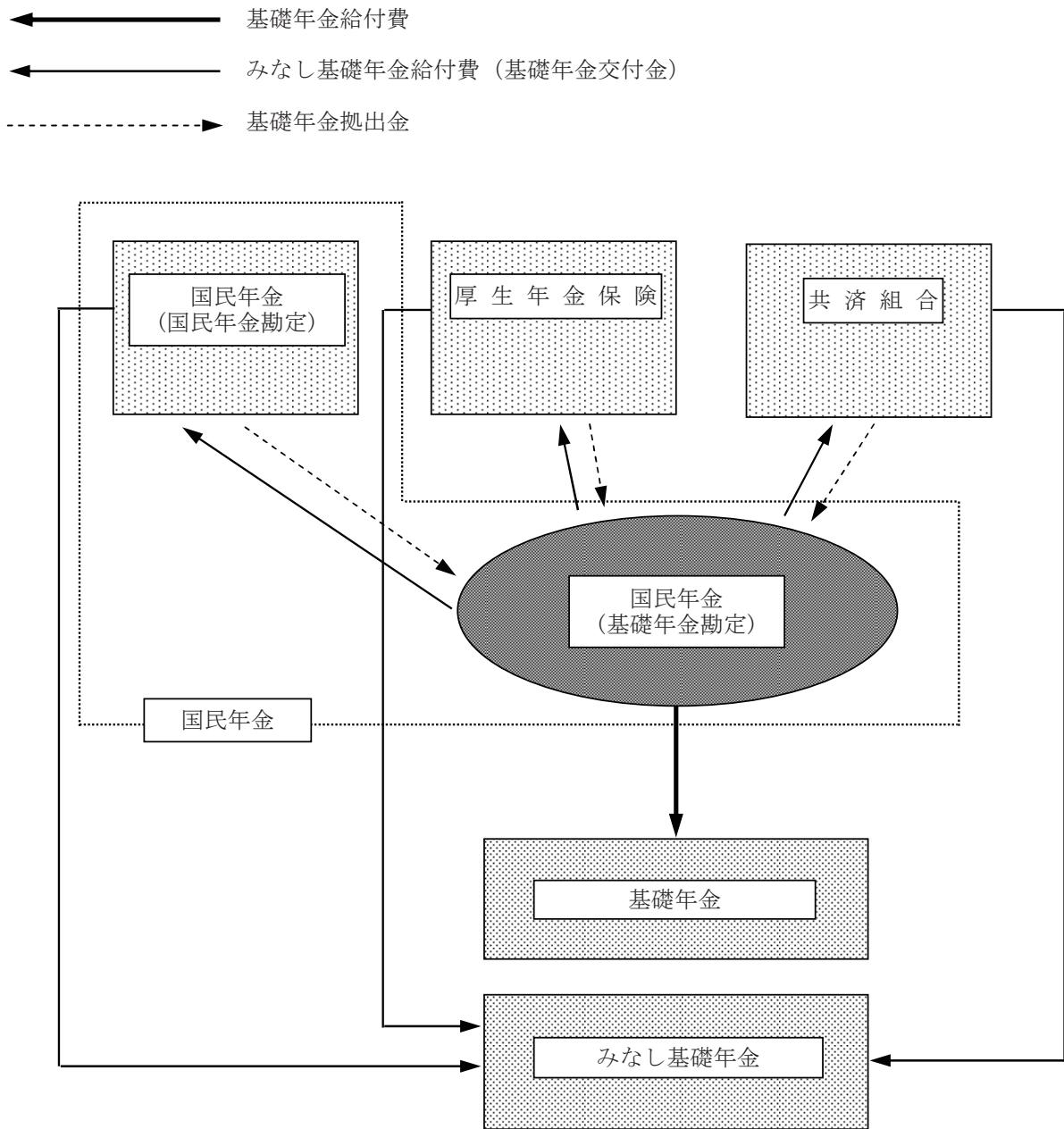
この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各制度の被保険者（組合員）数（第3号被保険者については扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、第2号被保険者数は20歳以上60

歳未満の者の数とする。）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は国民年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は厚生保険特別会計年金勘定から、それぞれ国民年金特別会計基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄うという完全賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定は、給付費や被保険者数等の確定が前提にあるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し、各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている（第Ⅱ-31図）。

第Ⅱ-31図 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

平成15年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、15兆9,559億円であり、そのうち特別国庫負担分が4,868億円となっており、年金給付の内訳は、

基礎年金給付費が11兆697億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が4兆8,862億円となっている（第Ⅱ-47表）。

なお、平成15年度の拠出金按分率は、国民年金が0.204、厚生年金保険が0.691、共済組合が0.105となっている（第Ⅱ-48表）。

第Ⅱ-47表 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

		平成6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15
費用負担	総額	100,442	109,779	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559
	特別国庫負担分除く(再掲)	95,677	104,865	110,865	116,751	124,124	130,787	137,307	143,255	149,653	154,692
	国民年金	24,629	26,690	27,968	28,507	29,937	31,717	32,779	34,236	35,783	36,477
	特別国庫負担分除く(再掲)	19,864	21,777	23,061	23,619	24,995	26,848	27,946	29,319	30,873	31,610
	厚生年金保険	63,680	69,866	73,927	79,669	84,991	89,002	93,633	97,575	102,730	106,850
	共済組合等	12,134	13,222	13,877	13,463	14,137	14,937	15,728	16,362	16,050	16,232
	国家公務員共済組合連合会	2,436	2,660	2,792	2,945	3,144	3,329	3,569	3,719	3,915	4,009
	地方公務員共済組合連合会	6,809	7,425	7,800	8,216	8,786	9,280	9,705	10,088	10,635	10,905
	日本私立学校振興・共済事業団	740	815	862	912	984	1,047	1,116	1,175	1,259	1,319
	農林漁業団体職員共済組合	996	1,084	1,131	1,164	1,224	1,281	1,338	1,380	242	.
	日本鉄道共済組合	501	544	564	98
	日本電信電話共済組合	594	633	664	117
	日本たばこ産業共済組合	58	62	64	11
拠出金単価(月額)(円)	12,914	14,111	14,972	15,765	16,988	18,024	19,149	20,149	21,450	22,239	
年金総額	総額	100,442	109,779	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559
	基礎年金給付費	33,315	41,653	49,408	57,644	67,077	76,105	84,730	93,594	102,454	110,697
	みなし基礎年金給付費 (基礎年金交付金相当分)	67,127	68,126	66,364	63,995	61,989	59,551	57,410	54,579	52,110	48,862
	国民年金	31,568	31,507	30,319	29,018	28,132	26,941	25,588	24,251	22,916	21,378
	厚生年金保険	25,500	25,986	25,392	26,451	25,804	24,750	24,234	23,059	22,638	21,428
	共済組合等	10,059	10,632	10,653	8,527	8,054	7,860	7,588	7,268	6,555	6,056
	国家公務員共済組合連合会	2,062	2,167	2,187	2,184	2,178	2,128	2,077	2,004	1,925	1,825
	地方公務員共済組合連合会	4,984	5,206	5,158	5,079	5,033	4,916	4,724	4,509	4,325	4,026
	日本私立学校振興・共済事業団	293	297	287	276	265	253	239	228	218	204
	農林漁業団体職員共済組合	588	615	605	587	577	562	547	527	87	.
	日本鉄道共済組合	1,638	1,817	1,878	312
	日本電信電話共済組合	393	422	429	72
	日本たばこ産業共済組合	101	107	109	18

注1. 基礎年金拠出金(特別国庫負担分除く)の3分の1は国庫負担となっている。
 2. 上表のほか、各被用者年金制度に係る特別国庫負担分302億円(平成15年度)があり、基礎年金の給付に相当するものとして各被用者年金制度から給付されている。
 3. 保険料相当額(月額) = 拠出金単価(月額) × 2/3 (平成15年度の保険料相当額14,826円)

第Ⅱ-48表 基礎年金拠出金算定内訳

(平成15年度)

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員 共済組合連 合会	地方公務員 共済組合連 合会	日本私立学 校振興・共 済事業団
基礎年金拠出金(億円)	154,692	31,610	106,850	16,232	4,009	10,905	1,319
拠出金按分率	1.000	0.204	0.691	0.105	0.026	0.070	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,796	1,184	4,004	608	150	409	49
(再掲) 第3号被保険者数(万人)	1,113	(-)	961	152	44	98	10

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。
 2. 拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。
 3. 端数整理のため、合計が一部不一致である。

5. 福祉年金

昭和61年4月に従来の障害福祉年金は障害基礎年金に、母子及び準母子福祉年金は遺族基礎年金に裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金だけが残っている。

平成15年度末現在における老齢福祉年金の受給者数は6万人で、前年度末に比べて1万9千人(23.7%)の減少、年金総額は254億円で、前年度末に比べて82億円(24.4%)の減少となっている。平成15年度の新規裁定者(受給権者)は25人となっている(第Ⅱ-32図、第Ⅱ-33図)。

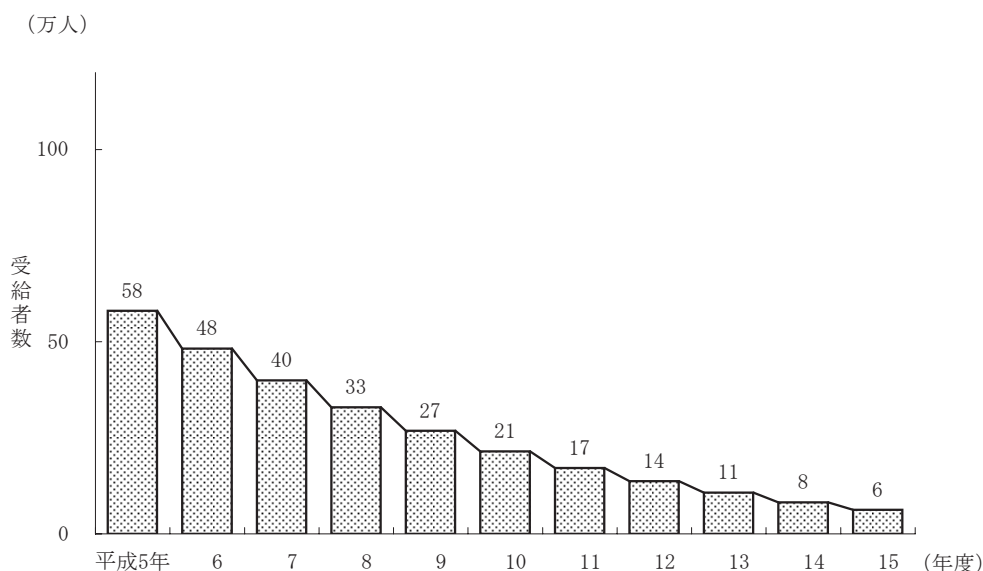
6. 船員保険(新法職務上)

昭和61年4月に船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合され、船員保険には職務上の障害、遺族年金の給付のみが残っている。

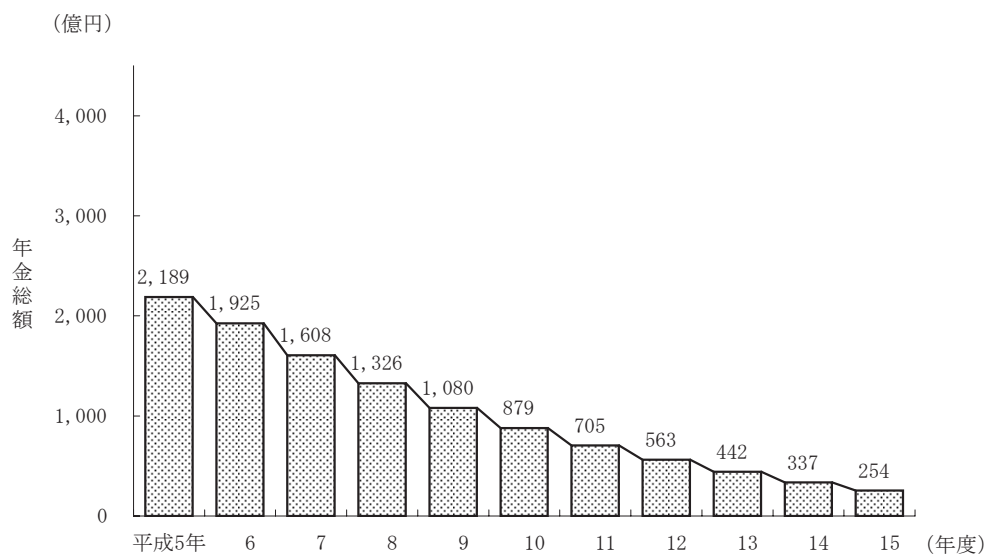
平成15年度末現在における船員保険の新法職務上年金の受給者数は、障害年金が494人、遺族年金が1,517人で合計2,011人であり、受給者の年金総額は、障害年金が10億5,895万円、遺族年金は31億405万円、合計41億6,300万円となっている。

受給者1人当たりの平均年金月額、障害年金が17万9千円、遺族年金が17万1千円となっている。

第Ⅱ-32図 老齢福祉年金受給者数の推移(年度末現在)



第Ⅱ-33図 老齢福祉年金受給者年金総額の推移(年度末現在)



(参考資料 1)

社会保険庁が行う社会保険事業の給付の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
金 額	平成11年度	313,415	42,524	355,939
	12	327,288	42,419	369,707
	13	340,025	42,364	382,389
	14	358,713	40,924	399,637
	15	370,927	38,222	409,149
増 加 率	平成11年度	4.8	△ 1.8	39.0
	12	4.4	△ 0.2	3.9
	13	3.9	△ 0.1	3.4
	14	5.5	△ 3.4	4.5
	15	3.4	△ 6.6	2.4
国 民 所 得 比	平成11年度	8.4	1.1	9.5
	12	8.6	1.1	9.7
	13	9.2	1.1	10.3
	14	9.9	1.1	11.0
	15	10.1	1.0	11.1

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）の受給者年金総額（各年度末現在）であり、新法船員保険の職務上を含まない。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（各年度）である。

3. 平成15年度の国民所得は、367兆8,298億円である。

(参考資料2)

社会保険庁が行う社会保険事業の保険料収入の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
保 險 料 収 入	平成9年度	226,285	60,842	287,127
	平成10年度	225,867	61,343	287,210
	11	222,124	60,057	282,181
	12	220,191	61,966	282,156
	13	218,897	62,986	281,883
	14	220,992	61,193	282,185
	15			
国 民 所 得 比	平成9年度	5.8	1.6	7.3
	平成10年度	5.9	1.6	7.5
	11	5.8	1.6	7.4
	12	5.8	1.6	7.4
	13	5.9	1.7	7.6
	14	6.1	1.7	7.8
	15			

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金の保険料収入（各年度）である。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項の被保険者及び船員保険の保険料収入（各年度）である。

3. 平成15年度の国民所得は、367兆8,298億円である。

都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模

(平成15年度)

都道府県名	金 額			県 民 所 得 比		
	年 金	医 療	合 計	年 金	医 療	合 計
	百万円	百万円	百万円	%	%	%
全 国	37,092,655	3,822,230	40,914,885	10.1	1.0	11.1
北海道	1,610,608	244,064	1,854,672	10.2	1.5	11.7
青森	350,211	51,690	401,901	10.1	1.5	11.6
岩手	394,809	51,709	446,518	11.4	1.5	12.8
宮城	604,278	76,812	681,091	9.8	1.3	11.1
秋田	348,714	45,842	394,556	12.3	1.6	13.9
山形	364,989	42,410	407,398	12.0	1.4	13.4
福島	585,857	70,503	656,360	10.0	1.2	11.2
茨城	746,223	61,024	807,247	8.5	0.7	9.1
栃木	521,366	52,870	574,236	8.3	0.8	9.1
群馬	569,205	58,133	627,338	9.6	1.0	10.6
埼玉	1,798,529	111,907	1,910,436	9.1	0.6	9.7
千葉	1,614,173	91,654	1,705,827	8.6	0.5	9.1
東京	3,421,415	255,522	3,676,937	6.7	0.5	7.2
神奈川	2,544,803	143,209	2,688,012	9.7	0.5	10.3
新潟	786,080	89,933	876,013	11.5	1.3	12.8
富山	403,743	47,744	451,487	12.4	1.5	13.8
石川	366,971	51,734	418,705	10.5	1.5	12.0
福井	269,934	32,100	302,035	11.2	1.3	12.5
山梨	230,212	24,732	254,944	9.8	1.1	10.9
長野	736,239	64,542	800,781	11.7	1.0	12.8
岐阜	645,967	71,260	717,228	10.9	1.2	12.1
静岡	1,213,581	102,231	1,315,812	10.2	0.9	11.0
愛知	2,053,273	220,136	2,273,409	8.3	0.9	9.2
三重	593,080	53,460	646,540	11.2	1.0	12.2
滋賀	396,123	37,530	433,653	9.3	0.9	10.2
京都	785,465	88,625	874,090	10.7	1.2	11.9
大阪	2,528,704	300,518	2,829,223	9.3	1.1	10.4
兵庫	1,791,127	156,858	1,947,985	12.1	1.1	13.2
奈良	417,979	40,180	458,159	10.7	1.0	11.8
和歌山	325,919	33,116	359,036	12.8	1.3	14.0
鳥取	194,401	26,016	220,417	12.6	1.7	14.2
島根	263,880	31,454	295,334	14.0	1.7	15.7
岡山	669,293	84,580	753,873	12.3	1.6	13.8
広島	973,231	114,031	1,087,262	11.6	1.4	13.0
山口	584,084	53,711	637,795	13.7	1.3	14.9
徳島	239,506	33,916	273,422	11.0	1.6	12.5
香川	348,998	44,579	393,577	12.4	1.6	14.0
愛媛	473,210	57,545	530,755	12.9	1.6	14.4
高知	248,591	31,751	280,342	13.2	1.7	14.9
福岡	1,466,639	207,580	1,674,220	11.5	1.6	13.2
佐賀	249,745	34,750	284,495	11.6	1.6	13.2
長崎	442,371	56,166	498,537	12.5	1.6	14.1
熊本	507,507	68,995	576,502	10.8	1.5	12.3
大分	353,930	50,785	404,715	11.0	1.6	12.6
宮崎	318,431	43,860	362,290	11.2	1.5	12.7
鹿児島	501,066	66,141	567,207	12.3	1.6	13.9
沖縄	225,155	44,322	269,477	8.2	1.6	9.9
その他	13,037	・	13,037	・	・	・

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）受給者の年金総額（平成15年度末現在）である。新法船員保険の職務上を除く。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（平成15年度）であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在地ベース、それ以外は社会保険事務所の所在地ベースである。

3. 県民所得は平成13年度の結果である。

4. 全国は、国民所得（平成15年度）に対する比である。

(参考資料4)

国民年金の実質的な収支状況

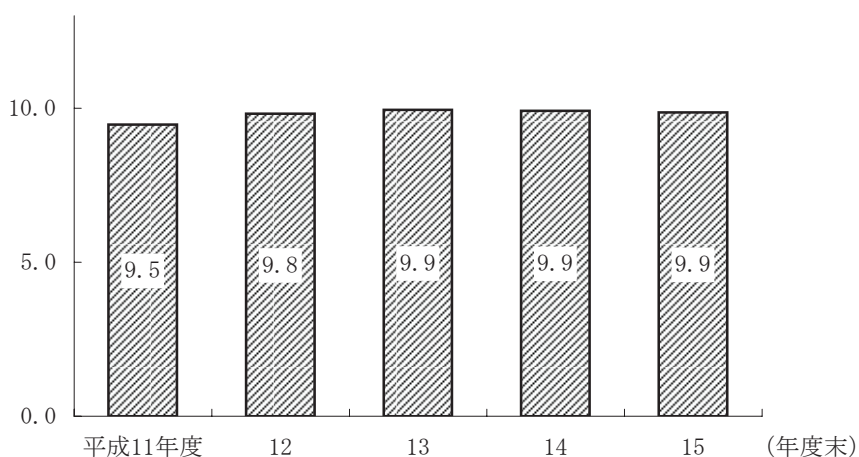
(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成11年度	36,529	3,236	31,531	4,998	
12	36,187	2,828	32,596	3,591	
13	36,143	2,263	34,861	1,282	
14	35,453	1,897	35,834	△ 382	
15	36,142	1,523	36,639	△ 497	

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。

国民年金の積立金の推移(国民年金特別会計国民年金勘定)

(兆円)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。

注3 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた時価ベースの積立金額は、平成14年度末約9.5兆円、平成15年度末約9.7兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告

(参考資料5)

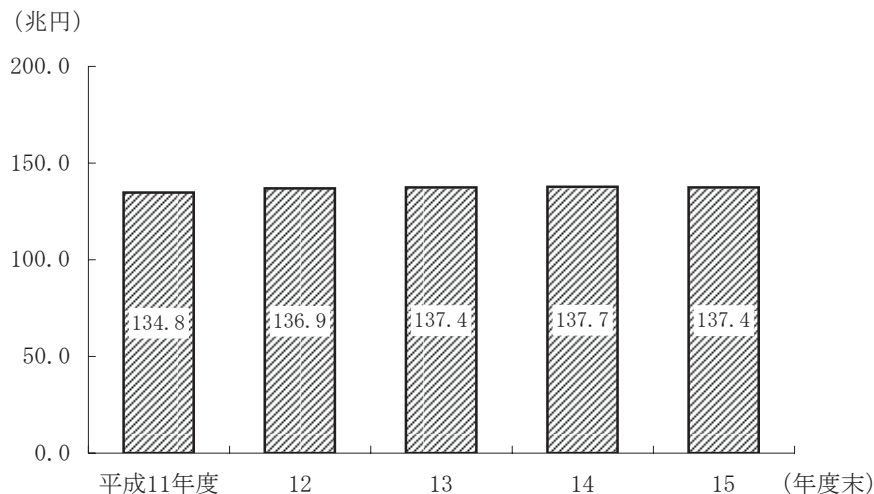
厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成11年度	291,035	47,286	202,099	251,493	39,542
12	283,137	43,067	200,512	262,320	20,817
13	278,198	38,607	199,360	273,068	5,130
14	290,775	31,071	202,034	287,686	3,089
15	293,543	22,884	192,425	296,855	△ 3,312

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。

厚生年金保険の積立金の推移 (厚生保険特別会計年金勘定)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。

注3 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた時価ベースの積立金額は、平成14年度末約132.1兆円、平成15年度末約135.9兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成15年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告